

東海地震応急対策活動要領

平成15年12月

中 央 防 災 会 議

東海地震応急対策活動要領目次

	(ページ)
前文	1
第 1 策定の背景等	1
第 2 目的及び性格	1
第 3 活動要領の適用	1
第 4 地方公共団体との連携	2
第 5 活動要領の改訂等	2
第 1 章 政府の活動方針について	3
第 1 基本方針	3
第 2 政府の活動体制について	3
第 3 情報共有体制の確立	6
第 2 章 東海地震注意情報が発表された際の対処	10
第 1 東海地震注意情報の伝達と迅速な準備行動の開始	10
第 2 政府の準備行動	10
第 3 関係都県からの要請への対処等	12
第 3 章 警戒宣言時の対処	13
第 1 警戒宣言及び東海地震予知情報の伝達	13
第 2 地震防災応急対策の実施	13
第 3 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配	13
第 4 関係都県からの要請への対処等	14
第 4 章 災害発生時の対処	15
第 1 節 発災当初の活動体制	15
第 1 情報の収集、緊急災害対策本部に対する通報	15
第 2 緊急災害対策本部、現地対策本部での初期の情報の整理...	15
第 3 津波警報の伝達等	15
第 4 現地対策本部における活動の特例.....	16
第 2 節 救助・救急・医療活動及び消火活動	17
第 1 救助・救急・医療活動及び消火活動の基本方針	17
第 2 救助・救急活動	17
第 3 被災地内医療活動	19
第 4 広域後方医療活動	20
第 5 広域後方医療施設への傷病者の搬送	22
第 6 消火活動	23
第 3 節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	24
第 1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	24
第 2 交通の確保対策	24

第3	緊急輸送活動	28
第4節	食料、飲料水及び生活必需品等の調達、供給及び物価 安定に関する活動	33
第1	食料、飲料水及び生活必需品等の調達、供給及び物価 安定に関する活動の基本方針	33
第2	物資の調達、供給活動の基本的な役割分担	33
第3	物資の調達体制等	34
第4	被災地における物資等の安定供給及び物価の安定のための方策	35
第5	義援物資等の受入れ	36
第5節	応急収容活動及び帰宅困難者対策	37
第1	応急収容活動の基本方針	37
第2	関係都県内での収容	37
第3	非被災都道府県での収容	38
第4	社会的混乱の防止	39
第5	帰宅困難者の収容等	39
第6節	ライフライン施設の応急対策活動	40
第1	ライフライン施設の応急対策活動の基本方針	40
第2	ライフライン施設の応急対策活動の基本的な役割分担	40
第3	ライフライン施設の応急対策活動	40
第4	応急復旧活動に当たっての配慮事項	41
第7節	保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動	42
第1	保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する基本方針	42
第2	保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動	42
第3	保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動に当たっての配慮事項	42
第8節	二次災害の防止活動	44
第1	二次災害防止活動の基本方針	44
第2	二次災害防止活動の役割分担	44
第3	二次災害防止活動	45
第4	二次災害防止活動に当たっての配慮事項	46
第9節	自発的支援の受入れ	47
第1	自発的支援受入れの基本方針	47
第2	ボランティアの受入れ	47
第3	海外からの支援受入れ	48
第10節	東西幹線交通の復旧	49
第1	交通ネットワーク復旧の基本方針	49
第2	交通ネットワーク復旧に係る応急対策活動	49
附則		50
別表		51

前 文

第1 策定の背景等

本要領は、いつ発生してもおかしくない東海地震に対し、指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下、「防災関係機関」という。）が効果的な連携をとって迅速かつ的確な応急対策活動を実施するため、（１）東海地震注意情報時、（２）警戒宣言時、（３）災害発生時のそれぞれの段階で、各機関が行うべき応急対策活動を定めるものである。

平成14年4月に東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下、「強化地域」という。）が見直され、従来の6県167市町村から8都県263市町村へと大幅に拡大された。また、中央防災会議に報告された東海地震に係る被害想定では、最大の場合、建物全壊棟数約23万～26万棟、死者約8千人～1万人という甚大な被害が発生することが明らかになった。

このため、中央防災会議は平成15年5月に東海地震対策のための全体のマスタープランとして、「東海地震対策大綱」を決定した。この中で、「災害発生時等における政府の広域的活動の手続き、内容等を具体化した「東海地震応急対策活動要領」を関係地方公共団体の協力を得つつ、早急に策定する」とされた。また、同年7月に閣議決定された「東海地震緊急対策方針」において、緊急時の応急活動の方針が示され、この方針に基づき、東海地震応急対策活動要領を年内に決定することとされた。

第2 目的及び性格

(1) 本要領は、駿河湾及び駿河トラフ付近におけるフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界面を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと想定されている東海地震（想定東海地震）を対象とし、国民の生命、身体及び財産を守るため、防災関係機関が連携して迅速かつ的確な応急活動をとることを目的とする。

(2) 本要領は、「東海地震対策大綱」、「災害対策基本法」に基づく「防災基本計画」及び「大規模地震対策特別措置法」に基づく「地震防災基本計画」と整合を図りつつ、「東海地震緊急対策方針」に示された基本的な方針に基づき、東海地震注意情報発表を受けての準備行動、警戒宣言時の地震災害警戒本部及び災害発生後の緊急災害対策本部等が行う活動、防災関係機関が行う具体的な応急活動等に関する要領を示したものであり、防災業務計画及び地域防災計画と整合性を保ちつつ一体となつて、災害応急対策の円滑な実施を図ろうとするものである。

第3 活動要領の適用

本要領は、以下の場合に適用するものとする。

- (1) 東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合
- (2) 東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合
- (3) 東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合

対象とする期間は、発災後災害応急対策を終えるまでとするが、それ以前に東海地震注意情報又は警戒宣言が解除された場合にも、この要領の適用は終了する。

また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合においても、本要領を用いて、災害応急対策活動を行うものとする。

第4 地方公共団体との連携

(1) 本要領は、地震災害警戒本部及び緊急災害対策本部（以下、「緊急災害対策本部等」という。）における応急対策活動を中心とする政府としての要領であるが、応急対策活動を効果的に展開するためには、関係地方公共団体との連携が極めて重要である。

(2) 特に、本要領に基づく実践的な備えを推進するに当たっては、強化地域が存する8都県（以下、「関係都県」という。）をはじめ、各地方公共団体の防災会議での取組みとの整合性を図り、また、国として必要な支援を行うため、密接な連携を図っていくものとする。

第5 活動要領の改訂等

本要領については、図上訓練も含めた累次の訓練等を踏まえ、さらに詳細な計画としておく必要がある。このため、訓練での検証結果や具体的な部隊等の運用に係る検討を踏まえ、適宜、より具体的かつ適切な計画へと改訂していくものとする。

なお、本要領に基づく応急対策活動に関し、より具体的な検討の必要性が生じたり、新たな課題が発生した場合には、中央防災会議主事会議等を活用して詳細な検討を行い、必要な事項は適宜申し合わせ等を策定するものとする。

第1章 政府の活動方針について

第1 基本方針

1 政府の活動の役割

政府は、東海地震による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、東海地震で被害を受けた機能の速やかな回復を図るため、その組織及び能力のすべてをあげて、災害応急対策活動を推進する責務を有しており、関係都県及び被災市町村の活動の支援等を行うとともに、関係都県の区域を越える広域的な災害応急対策活動を実施する。

2 想定東海地震に係る被害想定に基づく迅速かつ的確な応急活動

迅速かつ的確な応急対策活動を実施するため、救助・救急、医療活動、消火活動、物資調達等の主要な活動については、被害想定に基づく地域ごとの必要量等を踏まえ、別に定める政府の応援計画に基づき、地震発生後、被災状況等の情報がない段階から、ただちに活動を実施するものとする。なお、上記応援計画が策定されるまでの間に東海地震が発生した場合は、発災後速やかに、緊急災害対策本部が被害想定に基づく部隊等の派遣量を検討し、本部長が関係省庁に必要な指示を行うものとする。

その後、被災状況等が判明した段階で、これらの情報に基づき必要に応じ活動内容等を修正するなど、迅速かつ的確な活動を実施するものとする。

3 東海地震注意情報等による的確な準備行動

東海地震は、わが国で直前予知が可能な唯一の地震である。直前予知に基づく的確な防災体制の整備は、東海地震対策の中でも極めて重要な位置づけを占めている。地殻変動の変化により東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められる場合には「東海地震注意情報」が、東海地震が発生するおそれが高まったときは「東海地震予知情報」が発表されることから、これらの段階で、それぞれ、的確な準備行動、的確な地震防災応急対策を講じることにより、災害発生時の被害の軽減、迅速な災害応急対策活動を実施するものとする。

第2 政府の活動体制について

1 官邸対策室の設置

東海地震注意情報が発表された場合は、官邸対策室を設置する。

官邸対策室は、情報の集約、関係省庁との連絡調整、初動措置の総合調整を行う。

2 地震災害警戒本部の設置

(1) 警戒宣言が発せられた場合には、速やかに閣議を開催し、地震災害警戒本部の設置を行う。

(2) 地震災害警戒本部の設置の場所は、官邸内とする。

- (3) 地震災害警戒本部及び防災関係機関は、それぞれが有する機能を十分に発揮するため、地震防災応急対策の実施状況等に関する情報を収集し、かつ共有するものとする。
- (4) 地震災害警戒本部は、強化地域における地震防災応急対策の実施状況等を把握するとともに、防災関係機関に対し、地震防災応急対策の実施に関し総合調整を行うものとする。
- (5) 地震災害警戒本部長は、特に必要があると認められるときは、その必要な限度において、防災関係機関に対し必要な指示を行うものとする。なお、地震災害警戒本部長は、地震防災応急対策を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求める必要があると認めるときは、防衛庁長官に自衛隊の部隊等の派遣を要請するものとする。
- (6) この要領に従って地震災害警戒本部の業務を効率的に遂行するため、指定行政機関の職員で構成する事務局を中央合同庁舎第5号館に置く。事務局の組織及び要員の数等については、別に定める申合せによるものとする。
- (7) 地震災害警戒本部は、必要に応じて、指定行政機関に、事務局への職員の増派等所要の支援措置を依頼する。また、関係都県に対し、必要に応じ、連絡要員の派遣を依頼する。

3 緊急災害対策本部の設置

- (1) 東海地震が発生した場合は、速やかに閣議を開催し、緊急災害対策本部の設置を行う。
- (2) 緊急災害対策本部の設置の場所は、官邸内とする。
- (3) 緊急災害対策本部及び防災関係機関は、それぞれが有する機能を十分に発揮するため、災害応急対策等の実施状況等に関する情報を収集し、かつ共有するものとする。
- (4) 緊急災害対策本部は、東海地震による被害の状況及び災害応急対策の実施状況を把握し、防災関係機関に対し、災害応急対策の実施に関し総合調整を行うものとする。
- (5) 緊急災害対策本部長は、特に必要があると認められるときは、その必要な限度において、防災関係機関に対し必要な指示を行うものとする。
- (6) この要領に従って緊急災害対策本部の業務を効率的に遂行するため、指定行政機関の職員で構成する事務局を中央合同庁舎第5号館に置く。事務局の組織及び要員の数等については、別に定める申合せによるものとする。
- (7) 緊急災害対策本部は、必要に応じて、指定行政機関に、事務局への職員の増派等所要の支援措置を依頼する。また、関係都県に対し、必要に応じ、連絡要員の派遣を依頼する。

4 現地警戒本部及び緊急災害現地対策本部の設置

(1) 警戒宣言時における現地警戒本部の設置

ア 地震災害警戒本部は、現地における情報のとりまとめや、地震防災応急対策の調整を迅速かつ的確に実施するため、静岡県に内閣府副大臣を長とする現地警戒本部を置くものとする。

現地警戒本部の組織及び構成員は別途定めるものとする。また、現地警戒本部で必要な通信回線・情報機器の確保、現地警戒本部要員及び資機材の移動手段についても、関係機関と協議してあらかじめ定めておくものとする。

また、現地警戒本部は、関係都県に対し連絡要員を派遣するものとする。

イ 現地警戒本部の管轄区域は、強化地域の区域とする。現地警戒本部は、管轄区域内における国の地震防災応急対策に係る総合調整を行う（現地で行えない国の行政機関間の調整や現地で合意できない県間の資源配分等の調整を除く。）。

ウ 関係都県からの要請については、現地警戒本部がその要請を一元的に把握し、必要な調整を行う。また、現地警戒本部の管轄区域外における活動が必要となる要請事項については、速やかに地震災害警戒本部に送付し、迅速な対応を依頼する。

エ 現地警戒本部長は、関係都県と連携して地震防災応急対策の的確な実施を図るものとする。

このため、現地警戒本部に関係都県の幹部の派遣を依頼する。関係都県からの幹部の移動手段等については、あらかじめ定めておくものとする。

オ 現地警戒本部における情報連絡の体制は、第3 6に定める。

(2) 災害発生時における緊急災害現地対策本部の設置

ア 東海地震が発生した場合、緊急災害対策本部は、現地における被災情報のとりまとめや、災害応急対策の調整を迅速かつ的確に実施するため、内閣府副大臣を長とする緊急災害現地対策本部（以下、「現地対策本部」という。）を置く。設置場所は原則として静岡県とする。現地対策本部の組織及び構成員は別途定めるものとする。現地対策本部で必要な通信回線・情報機器の確保、本部要員及び資機材の移動手段についても、関係機関と協議しつつあらかじめ定めておくものとする。また、現地対策本部は、関係都県に対し連絡要員を派遣するものとする。

なお、現地警戒本部が設置されている場合は、現地対策本部が設置されるまでの間、当該現地警戒本部が現地対策本部としての任務を行えるものとする。

イ 現地対策本部の管轄区域は、強化地域の区域とする。緊急災害対策本部長は、現地対策本部の管轄区域内において、その権限を現地対策本部長に委任するものとする（現地で行えない国の行政機関間の調整や現地で合意できない県間の資源配分等の調整を除く。）。

ウ 関係都県からの要請については、現地対策本部がその要請を一元的に把握し、必要な調整を行う。また、現地対策本部の管轄区域外における活動が必要となる要請事項については、速やかに緊急災害対策本部に送付し、迅速な対応を依頼する。

エ 現地対策本部長は、関係都県と連携して災害応急対策の的確な実施を図るものとする。

このため、現地対策本部に関係都県の幹部の派遣を依頼する。関係都県からの幹部の移動手段等については、あらかじめ定めておくものとする。

オ 現地対策本部における情報連絡の体制は、第3 6に定める。

(3) 現地警戒本部、現地対策本部の的確な運用のための体制整備

ア 現地警戒本部、現地対策本部において、各種情報の収集、伝達等を的確に実施するためには、本部スペースの確保や、通信網の充実が不可欠である。特に、関係都県との通信網は現時点では不十分であり、内閣府、消防庁等において、関係都県の協力を得つつ、早急に対応するものとする。

また、DIS等を活用し、被災状況や応急活動の実施状況等を現地対策本部、関係都県が地図情報の形で情報共有する体制についても検討するものとする。

イ 現地警戒本部、現地対策本部では8都県に及ぶ広域な応急対策活動の調整等を行うことから、

緊急時に迅速かつ的確な判断ができるよう、政府の本部要員を対象にした訓練等を実施するものとする。

5 指定行政機関の活動体制

(1) 指定行政機関は、発災後速やかに、防災業務計画等で定めるところに従い対策本部を設けるなど必要な体制をとるものとし、通信体制の確保等、対策本部の設置及び及び運営に必要な事項に配慮するものとする。

(2) 指定行政機関は、関係都県を管轄しない指定地方行政機関に対し、広域的な応急対策を支援するため、適宜、関係職員の待機その他必要な措置をとるよう指示するものとする。

(3) 指定行政機関は、災害対策基本法をはじめとする関係法令、東海地震対策大綱、防災基本計画、地震防災基本計画、防災業務計画、東海地震緊急対策方針及び本要領に従って災害応急対策活動を行うものとする。

(4) 指定行政機関は、災害応急対策活動を実施するに当たり、相互の間及び被災地方公共団体との間において、それぞれ緊密な連携の確保に努めるものとする。

6 地方公共団体の相互応援

(1) 本要領は、地方公共団体が相互応援として行う応急対策を妨げるものではないが、本要領に基づく被災地外からの応援と、地方公共団体の相互応援の内容が重複しないよう、本要領に基づく広域応援を基本とし、これを相互応援で補う形で互いに十分連携して行うものとする。

(2) 緊急災害対策本部は、地方公共団体の相互応援が効果的に実施されるように、必要な支援及び調整を行う。ただし、他の法律に特別の定めがある場合を除く。

第3 情報共有体制の確立

1 情報・広報活動の基本方針

緊急時の応急対策活動の成否を左右するものは、「情報」である。国は「情報」の重要性を深く認識し、次の基本方針に基づいて情報・広報活動を実施するものとする。

(1) 情報収集・連絡体制等の確立

広域的・総合的な応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な情報を緊急災害対策本部等（東海地震注意情報後の準備行動段階においては、官邸対策室）に集約し、現地対策本部等（現地警戒本部及び現地対策本部をいう。以下同じ。）、指定行政機関、指定公共機関及び関係都県においてこれを活用できる通信手段の整備及び情報収集・連絡体制を確立する。

(2) 情報の共有

各種応急対策活動は相互に依存的・重疊的な関係にあり、それぞれの活動に必要な情報も相互に有機的な関連をもっている。したがって、緊急災害対策本部等、現地対策本部等、指定行政機関、指定公共機関、及び関係都県が当該災害状況等に関して共通認識を持つことによって調和のとれた効率的な応急対策活動を期すとともに、緊急災害対策本部等及び現地対策本部等の

行う応急対策活動に係る総合調整の円滑化に資するため、緊急災害対策本部等及び現地対策本部等が連携しつつ情報の共有を図る。

(3) 正確かつ迅速な情報の公表、適切な広報の実施

流言・飛語、パニック等の発生を未然に防止し、被災地の住民等が適切な判断と行動ができるようにするためには、正確な情報を速やかに公表するとともに、適切な広報を繰り返し行うことが極めて重要である。したがって、緊急災害対策本部等、現地対策本部等、指定行政機関、指定公共機関、及び関係都県は相互に連絡を密にし、住民等の安全確保と民心の安定に資する正確かつ迅速な情報の公表及び適時適切な広報を行う。

2 通信体制

(1) 基本通信網

ア 情報活動を行うに当たって基本とする通信網は、中央防災無線網、消防防災用無線網及び地域衛星通信ネットワークとする。

イ 通信はファクシミリにより行うことを原則とする。

ウ 上記イにかかわらず、ファクシミリによるまでもない場合、緊急を要する場合、ファクシミリ装置に障害がある場合等には、電話により通信を行う。また、各種情報処理機器等の活用の推進を図る。

エ 一般電話網は、機能障害を勘案して中央防災無線網及び消防防災用無線網の従たる通信網として利用する。

(2) 代替通信網

基本通信網が使用不能となった場合には、中央防災無線網の可搬型無線電話機、衛星地球局、災害応急復旧用無線電話機等又は非常通信協議会の構成員の保有する無線通信網の活用を図ることによって可能な限り通信の確保に努める。

3 緊急災害対策本部等における情報の共有体制

(1) 官邸対策室に対する情報の通報・共有は、第2章の第2の1により行うものとする。

(2) 緊急災害対策本部等に対する情報の通報は、それぞれ別表の共有情報を基本とするものとし、判明した時点で速やかに通報するものとする。

(3) 緊急災害対策本部等に対する情報の通報は次により行うものとする。

ア 指定行政機関の収集に係る情報の通報は、指定行政機関が行う。

イ 関係都県及び指定公共機関の収集に係る情報の通報は、各所掌に応じた指定行政機関が行う。

ウ 上記イにかかわらず、指定公共機関は、緊急性等を勘案して必要と判断される場合には、自らの収集に係る情報を各所掌に応じた指定行政機関に通報すると同時に直接緊急災害対策本部等にも通報する。

エ 指定行政機関又は関係都県は、当該情報内容等を勘案して必要と判断される場合には、別表に示す情報以外の情報であっても上記アからウに準じて緊急災害対策本部等に通報するものとする。

(4) 情報内容の訂正、補足、修正については、当該情報の収集機関においてその都度迅速かつ適切に行う。その場合、緊急災害対策本部等は、既に公表されている情報による無用の混乱を防止するため、速やかに訂正、補足、修正等必要な措置をとる。

(5) 被災地の状況等を撮影した画像(動画及び静止画)等も極めて重要な情報であることにかんがみ、指定行政機関等はそれらの緊急災害対策本部等への速やかな通報を実施する。

4 緊急災害対策本部等における情報の分析・整理、情報の共有

(1) 緊急災害対策本部等は、情報の有効かつ適切な活用を図るため必要な範囲内において、同本部に通報された情報の分析・整理を行う。

(2) 緊急災害対策本部等は、情報を分析・整理するに当たって、次の事項について配慮するものとする。

ア 情報内容の有機的な関連を考慮した分析・整理を行うこと。なお、DIS(地震防災情報システム)等各種情報処理機器等の活用を図ること。

イ 常に情報内容の保管、更新に努めること。

ウ 文字情報を地図情報又は図形情報に変換するなど、情報の有効な活用を図ること。なお、必要に応じて地理情報システムの活用を図ること。

エ 情報の保管に当たっては、各種情報処理機器等の活用を図るなど事後検索の容易性を確保すること。

(3) 緊急災害対策本部等は、同本部に通報された共有情報及び本部会議において決定された事項等を指定行政機関、指定公共機関、関係都県に速やかに連絡する。

5 広報活動

社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、情報の公表、伝達とともに適時適切な広報を行うことが重要である。

関係機関は、以下により適時適切な広報活動に努める。

(1) 東海地震注意情報時の広報活動

ア 官邸対策室は、第2章の第1の(4)により広報を行う。また、各省庁も必要に応じ広報活動を行う。

イ アの広報は、国内外の放送機関、新聞社等の報道機関の協力を得て行う。

特に必要があると認める場合には、関係する指定行政機関又は地方公共団体の協力の下に、防災行政無線網の利用、インターネット、掲示板、広報車による広報等の措置をとる。

(2) 地震災害警戒本部の広報活動

ア 地震災害警戒本部は、おおむね次の事項について広報を行う。

(ア) 本部会議において決定した事項

(イ) 各機関の地震防災応急対策の実施状況についてとりまとめた事項

(ウ) 国民に理解と協力を求める必要のある事項

(I) その他本部の活動に関する事項

イ 広報の方法については、(1)のイに準じて行う。

(3) 緊急災害対策本部の広報活動

ア 緊急災害対策本部は、おおむね次の事項について広報を行う。

- (ア) 本部会議において決定した事項
- (イ) 各機関の災害応急対策の実施状況についてとりまとめた事項
- (ウ) 国民に理解と協力を求める必要のある事項
- (イ) その他本部の活動に関する事項

イ 広報の方法については、(1)のイに準じて行う。

(4) 指定行政機関等及び関係都県の広報活動

指定行政機関等及び関係都県は、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、自らの所掌に係る事項の広報を行う。

(5) 各機関における情報交換

緊急災害対策本部等、指定行政機関及び関係都県は、それぞれ広報を行う際、あらかじめ関係する各機関とその内容等について、相互に情報交換を行うものとする。

6 現地対策本部等が設置された場合の情報共有・広報体制

(1) 現地対策本部等が設置された場合の情報共有体制

ア 現地対策本部等が設置された場合は、3、4の規定に関わらず、現地対策本部等の管轄区域における被災情報、防災対策の実施状況等に関する情報について、防災関係機関は現地対策本部等に通報するものとし、現地対策本部等において情報をとりまとめる。なお、防災関係機関は、現地対策本部等に情報を通報すると同時に、関連する指定行政機関にも併せて情報を通報するものとする。

(ア) 緊急災害対策本部等は、現地対策本部等のとりまとめた情報と現地対策本部等の管轄区域外の情報を合わせてとりまとめる。

(イ) 緊急災害対策本部等がとりまとめた情報は速やかに現地対策本部等にも伝達し、互いがとりまとめた情報を共有するものとする。

(2) 現地対策本部等が設置された場合の広報活動

ア 現地対策本部等は、おおむね次の事項について広報を行う。

- (ア) 現地対策本部等において決定した事項
- (イ) 各機関の地震防災応急対策、災害応急対策の実施状況についてとりまとめた事項
- (ウ) 地域住民に理解と協力を求める必要のある事項
- (イ) その他現地対策本部等の活動に関する事項

イ 広報の方法については、緊急災害対策本部等の活動に準じて行う。

第2章 東海地震注意情報が発表された際の対処

第1 東海地震注意情報の伝達と迅速な準備行動の開始

気象庁が東海地震注意情報を発表し、政府として準備行動等を行う必要があると認める場合、その旨を公表する。

(1) 東海地震注意情報の伝達

東海地震注意情報については、各防災関係機関相互において、確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法は別に定める申し合わせによるものとし、各防災関係機関内部においては情報連絡体制の整備を図る。

また、関係都県をはじめとする地方公共団体、施設管理者等は、居住者や施設利用者等に対し、東海地震注意情報を正確かつ的確に伝達するものとする。なお、沿岸部等通常の体制では情報伝達が困難な地域への情報伝達については、関係都県と海上保安庁等が連携し、あらかじめ情報伝達体制を整えておくものとする。

この場合、東海地震注意情報は、地殻変動により東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められる情報であることに十分留意するとともに、東海地震注意情報の伝達により社会的混乱が生じないように、伝達文の表現や伝達方法については十分留意する必要がある。

(2) 職員の参集

東海地震注意情報が発表された場合、防災関係機関においては、速やかに防災担当職員が参集し、必要な情報収集・連絡等が行える体制を確保するものとする。なお、この場合、警戒宣言や災害発生まである程度の時間がある可能性も考慮し、必要に応じて交替制などの体制をとるものとする。

(3) 準備行動の開始

東海地震注意情報が発表された場合、政府は関係省庁幹部による緊急参集チーム協議、関係閣僚協議等により、準備行動の開始の必要性を確認する。

(4) 準備行動に係る広報

(3)において、政府としての準備行動の開始が確認された場合、政府は直ちに国民に対し以下の内容を基本とする呼びかけを行う。

- ア 東海地震注意情報の内容の説明とその意味について
- イ 政府が行う準備行動の具体的な内容について
- ウ 万一来備え、強化地域方面への不要不急の旅行などの自粛について
- エ 地域住民に対する沈着冷静な対応の要請について
- オ 今後、警戒宣言時に予想される交通規制等の内容について

第2 政府の準備行動

防災関係機関は、以下のような準備行動を含め、最大限可能な行動をとるものとする。準備行動は、状況に応じ、さらに強化するなど柔軟に対処する。

1 政府の準備体制の整備

(ア) 内閣官房は、官邸対策室を設置し、各種情報の収集、連絡体制を整備するとともに、必要に応じ、関係省庁の対応の調整等を図る。

官邸対策室において別表に記された情報を中心に情報収集を行い、関係機関で情報の共有化を図る。

(イ) 各省庁はそれぞれ対策室等を設置する等必要な体制をとり、必要な情報収集等を行う。

(ウ) 内閣府等は情報先遣チームを静岡県へ派遣するとともに、現地警戒本部予定地と官邸等との通信回線を確保する。

(エ) 内閣府及び各省庁は、地震災害警戒本部事務局執務室の立ち上げ準備を行う。

2 救助・救急・消火関係

(ア) 自衛隊、広域緊急援助隊、緊急消防援助隊の部隊は、当該部隊の所在地においてただちに部隊行動がとれるよう、資機材の点検や車両への積み込み、燃料の補給などの派遣準備を行う。

(イ) 防衛庁、警察庁、消防庁及び海上保安庁は、航空機の点検・準備、船舶の派遣準備を行う（消防庁においては、所有する機関等への要請）。

(ウ) 消防庁は、消防庁職員及び緊急消防援助隊指揮支援部隊を静岡県へ派遣する。

3 医療関係

(ア) 厚生労働省及び文部科学省は、国立病院・国立療養所、国立大学病院から被災地へ派遣する救護班をただちに出發できるよう準備を行う。

(イ) 防衛庁及び日本赤十字社は、救護班をただちに出發できるよう派遣準備を行う。

(ウ) 厚生労働省、文部科学省及び消防庁は、強化地域外に医療施設を有する都道府県に対して広域搬送患者受入体制の準備を要請する。

(エ) 厚生労働省は、全国医療施設の救護班派遣可能数及び広域搬送患者受入可能数を把握する体制をとる。

4 物資関係

(ア) 消防庁は、関係都県をはじめとする全都道府県に対し、利用可能な備蓄物資の量について報告を求める。

(イ) 農林水産省、経済産業省は、調達すべき物資についての調達可能量等について点検を行う。

5 交通関係

(ア) 警察庁は、都県警察に対し、警戒宣言時に行う交通規制に備えた準備を行うよう指示を行う。

(イ) 国土交通省及び地方公共団体は、所管施設の警戒宣言時の緊急点検に備えた準備を行う。

6 その他

(ア) 施設管理を所掌する関係機関は、重要施設の点検、重要施設その他の各種対応との連絡体

制の確認を行う。

(イ) 消防庁は、関係機関に対して強化地域周辺の石油コンビナートに係る必要な防災上の要請を行う。

(ウ) 関係都県は、強化地域内の部隊の進出・活動拠点及び広域輸送拠点の確保のための準備を行う。

第3 関係都県からの要請への対処等

関係都県から準備行動の実施に関し、政府に対する応援要請が各省庁又は官邸対策室にあった場合、あるいは、社会的混乱等が生じた場合は、各省庁が速やかに対処するとともに、政府としての総合的な対処が必要となった場合は、官邸対策室で対処方針を検討するとともに、必要に応じ、関係省庁幹部で構成される緊急参集チームによる協議を行い、迅速かつ的確な対処を行うものとする。

第3章 警戒宣言時の対処

第1 警戒宣言及び東海地震予知情報の伝達

警戒宣言及び東海地震予知情報の伝達については、大規模地震対策特別措置法等に基づき、各防災関係機関相互に、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を別に定める申し合わせにより明示するものとし、各防災関係機関内部においては情報連絡体制の整備を図る。

地域住民等への情報伝達については、地方自治体等による伝達が基本となるが、沿岸部等通常の体制では情報伝達が困難な地域への情報伝達については、関係都県と海上保安庁等が連携し、あらかじめ情報伝達体制を整えておくものとする。

第2 地震防災応急対策の実施

警戒宣言時において、防災関係機関は地震防災強化計画等に基づき、地震防災応急対策を実施するものとする。この際、防災関係機関は地震防災応急対策の実施状況の報告を行い、現地警戒本部でこれらの実施状況をとりとめるものとする。

また、交通渋滞や社会的混乱の発生など、地震防災応急対策の実施にあたって何らかの問題が発生している場合は、現地警戒本部あるいは地震災害警戒本部において対処策を検討し、関係省庁と連携しつつ対処するものとする。

特に、帰宅困難者が多数生じ、広域的な対応をとる必要が生じた場合には、地震災害警戒本部が関係都県と連携しつつ、第4章第5節第5に準じ必要な対策を講じるものとする。

第3 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配

防災関係機関は、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、警戒宣言が発せられた場合において行う災害応急対策の実施準備の内容を明示するものとする。

災害応急対策の実施準備の基本方針は以下のとおりとする。

1 救助・救急・消火関係

(1) 警察庁は、広域緊急援助隊のうち必要な部隊を強化地域周辺地域へ派遣する。具体的な派遣内容については、別の計画で定める。

(2) 防衛庁は、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施準備のため、航空機や艦船その他必要な部隊の強化地域周辺地域への移動を行う。具体的な内容については、別の計画で定める。

(3) 消防庁は、消防庁職員及び緊急消防援助隊の指揮支援部隊を静岡県、愛知県に派遣する。緊急消防援助隊のうち、必要な部隊については、強化地域周辺地域へ移動する。具体的な派遣内容については、別の計画で定める。

また、緊急消防援助隊のその他の部隊に派遣準備を依頼する。

(4) 海上保安庁は、警戒宣言の発出に伴い、船艇を強化地域の付近海域まで派遣する。また、航空機についても、強化地域の周辺地域まで派遣する。

2 医療関係

厚生労働省、文部科学省、防衛庁及び日本赤十字社は、救護班をすぐに派遣できる体制を整える。

消防庁等の関係省庁は、救護班の派遣等医療活動のための輸送体制を整える。

厚生労働省及び消防庁は、強化地域外に医療施設を有する都道府県に対して広域搬送患者受入体制の準備を要請する。

厚生労働省は、必要な資機材や医療品の確保を行う。

関係都県は、強化地域内の医療搬送拠点の確保を行う。

3 物資関係

消防庁等は、非被災都道府県に対し、地震発生後ただちに必要となる物資について、車両に積み込むなど被災地外からの搬送準備を始めるよう依頼する。

関係都県は、強化地域内の広域輸送拠点の確保を行う。

4 交通・重要施設関係

警察庁は、関係都県警察の行う交通規制や交通渋滞等に係る情報を迅速かつ的確に把握するとともに、広域的な交通ルートの確保のため、必要な措置をとる。

国土交通省は、被災状況把握や応急復旧に備え、強化地域外の地方支分部局を含め、ヘリコプター、災害対策用車両等を出動できる体制を整えとともに、資機材等の確保を行う。

津波対策施設を所管する機関は、水門の閉鎖等の地震防災応急対策を実施する。

第4 関係都県からの要請への対処等

関係都県から地震防災応急対策に関し、政府に対する応援要請があった場合、あるいは、社会的混乱等が生じ、政府としての対処が必要となった場合は、現地警戒本部又は地震災害警戒本部で検討の上、必要に応じ、迅速かつ的確な対処を行うものとする。

第4章 災害発生時の対処

第1節 発災当初の活動体制

第1 情報の収集、緊急災害対策本部に対する通報

(1) 各指定行政機関は、法令、防災基本計画及び防災業務計画に基づき別表に定める情報の収集に努め、第1章第3-3により緊急災害対策本部に通報するとともに、その後の事態に応じて情報内容の保管、更新を図るものとする。

(2) 防災関係機関は、発災初期において被災状況を正確かつ迅速に把握するため、ヘリコプター等航空機や固定カメラ等による画像情報の収集及び有効活用について十分に留意するものとする。

特に、緊急に把握すべきヘリコプター等による画像収集は、以下の状況を把握することを重視し、必要に応じて役割を調整するなど重複を避けつつ、また、被災箇所を特定できるよう位置情報の収集もあわせ、画像収集に努めるものとする。

- ア 市街地の建物倒壊、火災の状況
- イ 沿岸部での津波被害の状況
- ウ 山間部での崖崩れ等の土砂災害の発生状況
- エ 主要な幹線道路の被害、交通渋滞の状況
- オ 新幹線、鉄道の被害の状況

第2 緊急災害対策本部、現地対策本部での初期の情報の整理

(1) 緊急災害対策本部、現地対策本部は、関係都県等からの被害情報が報告されてきた場合、これらの情報をとりまとめるとともに、特に、東海地震の被害想定との違いを把握し、あらかじめ定めている応援計画の修正の可否を判断するものとする。

(2) 各機関が収集した画像情報については、これらの情報の整理、分析を速やかに行い、地図情報と画像情報をできるだけ連携させ、被災箇所等の的確な把握に努めるものとする。

第3 津波警報の伝達等

(1) 気象庁は、地震の発生後迅速に津波の可能性を判定し、津波警報を発表する。

(2) 防災関係機関は津波警報を迅速かつ正確に住民、釣り人、海水浴客などの観光客、船舶等に伝達するものとする。

(3) 強化地域内及び周辺の地方公共団体は、津波警報が発表された場合又は津波による浸水が発生すると判断した場合、速やかに的確な避難勧告・指示を行う。警戒宣言が出されている中で津波警報が出された場合は、地域住民等に対し危険区域に立ち入らないよう繰り返し広報するものとする。

(4) 防衛庁、消防庁及び海上保安庁は、津波被害が予想される地域の情報収集等を行う。なお、東海地震による津波は繰り返し来襲することから、情報収集等に当たっては、安全を十分考慮しつつ行うものとする。

第4 現地対策本部における活動の特例

第2節～第10節における現地対策本部での総合調整事務については、現地対策本部が設置されるまでの間は、緊急災害対策本部が実施するものとする。また、現地対策本部で総合調整ができない事案については、緊急災害対策本部が調整するものとする。

第2節 救助・救急・医療活動及び消火活動

第1 救助・救急・医療活動及び消火活動の基本方針

大地震時における救助・救急・医療及び消火活動は、生命・身体の安全の確保の観点において極めて重要な活動である。

国としては、自らの所掌する活動を行うほか、次の基本方針に基づいて効果的な救助・救急・医療活動及び消火活動を行うものとする。

(1) 関係都県に対する広域的応援

発災後、速やかに救護班等を派遣し、医薬品・血液等の調達を行うほか、非被災都道府県に対し消防応援を要請する等、被災地方公共団体の行う被災地内における救助・救急・医療活動及び消火活動を広域的観点から応援する。

(2) 広域後方医療活動の実施

被災地内で処置できない負傷者等の処置に万全を期すため、関係都県の区域外における広域的な後方医療活動を行うための必要な措置をとる。あわせて、広域後方医療活動を円滑に進めるために傷病者の搬送体制の確保のための必要な措置をとる。

これらの活動を迅速かつ的確に行うため、想定被害に基づき、救助・救急・医療活動及び消火活動の被災地外からの応援計画をあらかじめ定め、これらの応援部隊等は速やかに被災地で活動できるよう措置しておくものとする。

第2 救助・救急活動

1 救助・救急活動の基本的な役割分担

(1) 国の役割

国は、別に定める申し合わせによる計画に基づき、自らの所掌する救助・救急活動を行うほか、現地対策本部を通じた関係都県からの要請に基づき、関係都県の行う救助・救急活動を広域的観点から応援する。

ア 現地対策本部及び緊急災害対策本部

必要に応じて、警察庁、防衛庁、消防庁及び海上保安庁（以下「救助・救急関係省庁」という。）の行う救助・救急対策の総合調整を行う。なお、強化地域内の活動の調整は現地対策本部が行い、非被災都道府県からの応援の調整は、緊急災害対策本部が行うこととする。

緊急災害対策本部長は、特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長等に対し、必要な指示を行う。

イ 警察庁

広域緊急援助隊による応援の指示及び調整を行うとともに、非被災都道府県警察による応援のための措置をとる。

ウ 防衛庁

救助・救急活動を行う。

エ 消防庁

関係都県内の消防機関と連携し、救助・救急活動の調整を行うとともに、緊急消防援助隊による応援のための措置をとる。

オ 海上保安庁

海上における救助・救急業務を行い、また、必要に応じ関係都県の行う救助・救急活動の支援を行う。

(2) 被災地方公共団体の役割

当該地方公共団体の区域内における救助・救急活動を行う。

2 救助・救急活動の実施及び要員の派遣等

救助・救急関係省庁は、別に定める申し合わせにおける計画に基づき、関係都県への要員の派遣等を行い、救助・救急活動を実施するものとする。

(1) 警察庁は、広域緊急援助隊による応援の指示及び調整を行う。

(2) 防衛庁は、必要のあるときは保有する航空機、船舶、車両等を用いて救助・救急活動を行う。

(3) 消防庁は、緊急消防援助隊による応援のための措置をとる。

(4) 海上保安庁は、海上における災害に対し、保有する巡視船艇、航空機を用いて救助・救急活動を行うものとし、更に可能な場合は必要に応じ、又は、現地対策本部等の依頼に基づき、被災地方公共団体の活動を支援するものとする。

(5) 現地対策本部又は緊急災害対策本部は、救助・救急活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、必要に応じて、救助・救急関係省庁の実施する救助・救急対策の総合調整を行う。

3 資機材等の調達、輸送

(1) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が調達し携行するものとする。

(2) 救助・救急関係省庁は、資機材の可能調達量について、あらかじめ把握に努めるものとする。

4 サイレントタイムの設定

関係都県は、救助・救急活動の円滑な実施のため必要があると判断した場合は、関係機関と調整の上、サイレントタイムの設定を行うものとする。現地対策本部は関係都県に必要な助言を行うほか、関係機関との調整及び周知を行う。この際、地域住民や報道機関等の協力が不可欠なことから、協力を広く要請するものとする。

第3 被災地内医療活動

1 被災地内医療活動の基本的役割分担

(1) 国の役割

国は、別に定める申し合わせによる計画に基づき、自らの所掌する医療活動を行うほか、現地対策本部を通じた関係都県の要請に基づき、被災地内の医療活動を広域的観点から応援する。

ア 現地対策本部及び緊急災害対策本部

厚生労働省、文部科学省、防衛庁、消防庁及び日本赤十字社（以下「医療関係機関」という。）の行う救護班の派遣について総合調整を行う。なお、強化地域内の活動の調整は現地対策本部が行い、非被災都道府県からの応援の調整は、緊急災害対策本部が行うこととする。

イ 厚生労働省

- (ア) 非被災都道府県の国立病院・国立療養所において救護班を編成し、その派遣を行う。
- (イ) 非被災都道府県に対して、必要に応じて、災害拠点病院を中心とした公的病院及び民間病院からの救護班の派遣を要請する。
- (ウ) 医薬品、医療資機材等の供出の指示又は要請を行う。
- (エ) 非被災都道府県の医療施設における救護班派遣可能数を把握し、緊急災害対策本部に随時通報する。
- (オ) 関係都県における救護班の活動状況及び救護班の不足状況を把握し、現地対策本部に随時通報する。

ウ 文部科学省

非被災都道府県の国立大学病院において救護班を編成し、その派遣を行う。

エ 防衛庁

自衛隊救護班を編成し、その派遣を行う。

オ 消防庁

非被災市町村の救急隊等からなる救護班による応援のための措置をとる。

カ 日本赤十字社

- (ア) 非被災都道府県の日赤支部において救護班を編成し、その派遣を行う。
 - (イ) 血液製剤の供出を行う。
- (2) 被災地方公共団体の役割
- 当該地方公共団体の区域内における医療活動を行う。

2 関係都県内の病院における要員の参集等

厚生労働省、文部科学省及び日本赤十字社は、関係都県内の国立病院・国立療養所、国立大学病院、日赤病院における医療活動に関して以下の措置をとる。

- (1) 医師、看護師等の医療要員の参集及び医薬品、医療資機材、血液製剤等の保全を行う。
- (2) 病院建物、医療機器の被害の応急復旧を実施するとともに、電気、水、ガス等のライフラインの被害の応急復旧を第6節に定めるライフライン施設関係省庁に要請する。

3 非被災都道府県からの救護班の派遣

- (1) 医療関係機関は、災害発生後速やかに、別に定める申し合わせによる計画に基づき救護班を派遣する。

(2) 関係都県は、(1)の計画に基づき派遣された救護班だけでは不足であると判断した場合は、現地対策本部を通じて、医療関係機関に派遣を要請することができる。

(3) 医療関係機関は以下により救護班を編成する。

ア 厚生労働省、文部科学省及び日本赤十字社は、国立病院・国立療養所、国立大学病院及び日赤病院等において救護班を編成する。

イ 防衛庁は、自衛隊救護班を編成する。

ウ 厚生労働省は、必要に応じ、非被災都道府県に対して災害拠点病院を中心とした公的病院及び民間病院からの派遣の要請を行う。

エ 消防庁は、非被災市町村からなる救護班による応援のための措置をとる。

(4) 医療関係機関は、(2)の要請に基づき編成した救護班について現地対策本部に通報し、救護班の派遣を行う。

(5) 救護班の派遣に係る輸送活動については、第3節第3により、航空機等を利用して迅速に行うものとする。

4 医薬品、血液製剤等の調達

医薬品、血液製剤等の調達については、以下に定めるもののほか、第4節に定めるところに準ずる。

(1) 厚生労働省は医薬品、医療資機材等の供給に関して関係業界等に対し供出の指示又は要請を行う。

(2) 日本赤十字社は、全国の血液センター在庫の血液製剤を供出する。また、各血液センターに採血の強化、被災地への引き続きの血液製剤の供給を指示する。

第4 広域後方医療活動

1 広域後方医療活動の基本的な役割分担

(1) 国の役割

多数の負傷者の発生等により関係都県における医療活動の対応が困難となることが予想されるため、非被災都道府県に所在する医療施設における広域的な後方医療活動（以下「広域後方医療活動」という。）に必要な措置をとるものとする。

ア 現地対策本部及び緊急災害対策本部

緊急災害対策本部は現地対策本部からの依頼に基づき、厚生労働省、文部科学省及び日本赤十字社（以下「広域後方医療関係機関」という。）の行う広域後方医療活動の実施の調整を行う。

現地対策本部は、関係都県における広域搬送患者発生状況を把握し、緊急災害対策本部に随時報告する。

イ 厚生労働省

(ア) 国立病院・国立療養所において広域後方医療活動を実施する。

(イ) 非被災都道府県に対し、必要に応じ、災害拠点病院を中心とした公的病院及び民間病院に

おける広域後方医療活動の実施を要請する。

(ウ) 非被災都道府県の医療施設における広域搬送患者受入可能数を把握し、緊急災害対策本部に随時通報する。

ウ 文部科学省、日本赤十字社

国立大学病院、日赤病院において広域後方医療活動を実施する。

エ 消防庁

非被災都道府県に対して、広域搬送拠点から受入医療施設までの患者搬送体制を要請する。

(2) 関係都県の役割

当該地方公共団体の範囲内で対応することができない医療について、広域後方医療関係機関に対して広域後方医療活動の実施に必要な措置を現地対策本部に要請する。

2 広域後方医療施設の選定

(1) 国等所管病院の選定

厚生労働省、文部科学省及び日本赤十字社は、所管する病院について、相当数の負傷者収容の可否等を調査し、受入れ可能と判断される病院を広域後方医療施設としてあらかじめ選定する。

(2) その他の病院の選定

厚生労働省は、(1)及びそのほかの公的病院及び民間病院について広域搬送患者受入可能数を把握するとともに、非被災都道府県に対し、必要に応じ、(1)に準じて広域後方医療施設の選定を要請する。

(3) 広域後方医療施設選定の配慮事項

広域後方医療施設は、災害拠点病院のほか、病床数、設備、搬送の容易さ、ヘリポートの有無、外科手術の処理能力、救急患者受入れの実績等に配慮して選定する。また、選定時の混乱を避けるため、広域後方医療関係機関及び非被災都道府県は、広域後方医療施設として適当な病院をあらかじめ抽出しておく。

3 広域後方医療体制

国は、広域後方医療の円滑な実施のため、関係都県と連携しつつ、強化地域内外の広域医療搬送拠点、搬送手段等からなる広域後方医療体制をあらかじめ計画し、明示するものとする。

(1) 関係都県内の広域医療搬送拠点の選定

関係都県においては、予想される後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、県内に1～3カ所程度の広域医療活動の拠点を設置するものとする。この拠点は、航空機による搬送の中継基地となることから、民間飛行場、自衛隊の基地、大規模な空地等の中から選定し、広域後方医療体制に係る計画において定めるものとする。

この活動拠点には、後方搬送に必要なトリアージや救急措置等を行うための施設や設備が必要であり、それらの資機材は関係都県が関係機関と協力しつつ、あらかじめ整備しておくものとする。

(2) 非被災都道府県の広域医療搬送拠点の選定

2の広域後方医療施設の選定や搬送手段を踏まえ、非被災都道府県における広域医療搬送拠点を複数箇所選定する。この拠点は(1)と同様、民間飛行場、自衛隊の基地、大規模な空地等の中から選定し、広域後方医療体制に係る計画において定めるものとする。

(3) 搬送手段

広域後方医療活動に係る搬送手段については、第3節第3において別に定める計画との整合を図った上で、広域後方医療体制に係る計画において定めるものとする。

第5 広域後方医療施設への傷病者の搬送

1 傷病者の搬送の実施

傷病者の搬送は、搬送手段や広域医療活動拠点の確保のほか、同行する救護班の確保、傷病者を受け入れる広域後方医療施設の選定が必要であるなど、対応の難しい活動である。関係機関は広域後方医療体制に基づき傷病者の搬送体制を速やかに整え、迅速な搬送を実施する。

2 傷病者の搬送に当たっての配慮事項

- (1) 傷病者の搬送については、第3節第3により、航空機等を利用し、迅速に行うものとする。
- (2) 搬送を実施する機関や傷病者を受け入れる施設等が緊密に連携をとり、搬送が円滑に行えるよう留意する。
- (3) 傷病者の搬送に使用する輸送拠点においては、トリアージや救急処置等を行うための救護班を確保する。これらの救護班は、第3の3により非被災都道府県から派遣される救護班を基本とする。
- (4) 傷病者に対する医療活動を継続的に実施するため、救護班等が同行することを原則とし、搬送を実施する機関や傷病者を受け入れる施設等に対して、搬送される傷病者の症状に関する情報等を伝達するものとする。これらの救護班についても、第3の3により非被災都道府県から派遣される救護班を基本とする。

第6 消火活動

消火活動に関する基本的な役割分担は以下のとおりとする。

(1) 国の役割

国は、別に定める申し合わせによる計画に基づき、自ら所掌する消火活動を行うほか、現地対策本部を通じた関係都県からの要請に基づき、被災地方公共団体が行う消火活動を広域的観点から応援するための措置をとる。

ア 現地対策本部及び緊急災害対策本部

必要に応じ、又は消防庁からの要請に基づき、他の機関への応援依頼等、総合調整を行う。

イ 消防庁

関係都県内の消防機関と連携し、消火活動の総合的調整を行うとともに、緊急消防援助隊による応援のための措置をとる。

ウ 海上保安庁

必要に応じ、地方公共団体等と協力して、海上及び沿岸部における消火活動を行う。

(2) 多様な水利の確保に関する配慮事項

関係機関は、河川水、海水、下水道処理水、農・工業用水等その他大都市地域に存在する水利を災害時に消火活動に利用できるよう、施設管理者等との調整を進めていくものとする。

第3節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

大規模地震発生時における緊急輸送及び交通の確保(本章において緊急輸送のための交通の確保をいう。)は、人員、傷病者の輸送、緊急物資の供給等のため必要不可欠な活動であり、様々な災害応急対策の基礎となる極めて重要な活動である。

国は、次の基本方針に基づいて効果的な交通の確保・緊急輸送活動を行うものとする。

(1) 交通の確保

広域的な交通の確保を行うため、被害の状況、復旧優先度等を考慮して障害物除去、応急復旧、交通規制等を行う。

(2) 緊急輸送活動

大規模地震発生時には、短期間に大量の人員、傷病者及び物資を輸送する必要があることに加えて、限られた輸送手段を用いての効率的な輸送が要請されるので、緊急度、重要度を考慮した輸送活動を行う。

このため、国として特に調整を行うことが求められる。

救助、救急、消火等を行うための広域応援部隊

被災地域外から被災地域内へ搬送される物資

については、進出予定経路(以下「緊急輸送ルート」という。)について計画(以下「緊急輸送ルート計画」という。)を別に定めておくものとする。

なお、緊急輸送ルート計画を定める場合には、関係都県の地域防災計画で定める緊急輸送路のうち主要なものを基礎とするものとする。

第2 交通の確保対策

1 交通の確保に関する役割分担

交通の確保については、法令等に基づき責任を有する機関が速やかな障害物除去、応急復旧、交通規制等を行うことが基本であり、国の各機関、地方公共団体を通じての役割分担はおおむね次のとおりである。

(1) 国の役割

国は、被災地域外の地方支分部局からの応援派遣を含め、所管施設の応急復旧等を行うとともに、必要に応じて被災地方公共団体等が行う応急復旧等を支援する。なお、現地対策本部は強化地域内の活動の調整を行い、緊急災害対策本部は非被災都道府県からの応援に係る調整を行う。

ア 現地対策本部及び緊急災害対策本部

(ア) 緊急輸送ルート計画に基づく総合調整

(イ) 交通の確保に関する総合調整

(ウ) 警察庁、防衛庁、農林水産省、国土交通省、海上保安庁及び消防庁(以下「輸送施設関係

省庁」という。)に対する応急復旧等の依頼

イ 警察庁

道路交通規制に関する指導調整

ウ 国土交通省

(ア) 道路の応急復旧等

(イ) 開発保全航路における障害物の除去等

(ウ) 港湾施設の応急復旧等

(エ) 空港施設等の応急復旧等

(オ) 航空管制等

エ 海上保安庁

(ア) 航路障害物の除去についての必要な措置等

(イ) 航路標識の応急復旧等

(ウ) 船舶交通の整理等

(2) 被災地方公共団体の役割

所管施設の応急復旧等

2 交通の確保体制

交通の確保体制はおおむね次のとおりとする。なお、現地対策本部は強化地域内の活動の調整を行い、緊急災害対策本部は非被災都道府県からの応援の調整を行うこととする。

(1) 現地対策本部及び緊急災害対策本部の活動

ア 緊急輸送ルート計画に基づく総合調整

緊急輸送ルート計画に基づき、また、発災後の被災状況等を踏まえ、効果的に行われるよう、強化地域内の部分は現地対策本部において調整を行った上で総合調整を行うことを原則とする。

さらに、被災地方公共団体が、当該地方公共団体内の緊急輸送ルートの確保を十分に出来ない場合には、必要に応じて、当該地方公共団体と連携をとりながら、必要な輸送施設について調整を行い、交通の確保を行う。

また、避難者の動向、負傷者等の発生、緊急輸送活動の状況等の応急対策活動全般を考慮して必要と認められる場合には、緊急輸送活動のために優先的に機能確保すべき輸送施設（道路、港湾、飛行場等）について調整を行う。

イ 交通の確保に関する総合調整

必要に応じ、又は、警察庁等からの要請に基づき、他の機関への応援依頼等、総合調整を行う。

ウ 輸送施設関係省庁に対する依頼

緊急輸送ルート計画を輸送施設関係省庁に対して示し、速やかな障害物除去、応急復旧、交通規制等の実施を依頼する。

(2) 輸送施設別の確保体制

ア 道路の応急復旧等

(ア) 国土交通省は、管理する国道の障害物の除去、応急復旧等を行うとともに、関係都県等他の道路管理者に対して被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示する。その場合、緊急輸送ルートの確保を最優先に応急復旧等を実施するよう配慮する。

(イ) 道路管理者は、その管理する道路について効果的な障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能の確保を行う。

(ウ) 路上の障害物の除去等複数の機関が協力して措置する必要がある事項については、現地対策本部で必要に応じ協議をするなど関係機関が協力して必要な措置をとる。

(エ) 道路管理者は、建設業者との間に災害時の応援協定を結んでおく等、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

イ 道路交通規制

(ア) 国家公安委員会、都県公安委員会等に対し、必要に応じて、広域的な見地から指示を行う。

(イ) 警察庁は、都県警察が行う交通規制について、広域的な見地から調整を行うとともに、緊急輸送ルートが十分に機能するために適切な措置をとるよう、都県警察に対して必要に応じて指導を行う。

(ウ) 都県警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の都県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。また、必要に応じて、警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

(エ) 都県警察は、交通規制が実施されたときは、直ちに住民等に周知徹底を図る。

(オ) 都県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ放置車両の撤去、警察車両による先導等を行うほか、運転者等に対し措置命令等を行う。

(カ) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ上記(オ)に定める措置を行う。

(キ) 交通規制に当たって、警察機関、道路管理者及び緊急災害対策本部は相互に密接な連絡をとるものとする。

ウ 航路の障害物除去等

(ア) 国土交通省は、開発保全航路について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、現地対策本部に情報を通報するとともに、可能な限りの障害物除去等を行う。

(イ) 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、現地対策本部に情報を通報するとともに、可能な限りの障害物除去を行う。

(ウ) 海上保安庁は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、その旨を現地対策本部に通報し、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

エ 港湾及び漁港の応急復旧等

(ア) 国土交通省は、港湾管理者と連携をはかり、耐震強化岸壁の使用可否を確認し、必要に応じ直轄施工に係る耐震強化岸壁の応急復旧等を行うとともに、港湾管理者に対して被害状況の報告を求め、応急復旧等を要請する。

(イ) 港湾管理者は、直轄施工に係る耐震強化岸壁以外の港湾施設の応急復旧等を行う。

(ウ) 漁港管理者は、耐震強化岸壁等の漁港施設の応急復旧等を行うとともに、農林水産省に対して被害状況を報告する。

(エ) 海上保安庁は、航路標識が破損し又は流出したときには、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

オ 海上交通の整理等

(ア) 海上保安庁は、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

(イ) 海上保安庁は、海難の発生その他の事情により船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止する。

(ウ) 海上保安庁は、船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段、船舶の安全な航行に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

(エ) 海上保安庁は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

カ 飛行場等の応急復旧等

(ア) 国土交通省は、その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し、現地対策本部に報告し応急復旧等を行うとともに、空港管理者に対して応急復旧等を要請する。

(イ) 国土交通省、空港管理者及び現地対策本部は、相互の連携を密にして効果的な応急復旧等を行う。

(ウ) 地方公共団体は、あらかじめ指定した候補地の中から臨時ヘリポートの開設等を行う。

キ 航空管制等

(ア) 国土交通省は、災害時に即応した航空管制及び情報提供を行う。

(イ) 航空管制等に当たっては、情報収集、緊急輸送等の災害応急対策活動に従事する航空機を優先させる。また、災害応急対策活動に従事する航空機以外の航空機に対して、必要な情報を提供し、航空交通の安全運航の確保を図るものとする。

(ウ) 被災地周辺空域におけるヘリコプター等の安全運航確保等のため、別に申し合わせる安全確保方針に基づき、緊急災害対策本部等が被災状況に応じて、安全確保のための具体的な要領を決定し、関係機関及び関係協力団体に周知するものとする。

ク 鉄道交通の確保

(ア) 国土交通省は、鉄道の被害状況について早急に把握し、現地対策本部に報告するとともに、鉄道事業者に対して応急復旧等を要請する。

(イ) 鉄道事業者は、その管理する鉄道施設の被害状況について早急に把握し国土交通省に報告するとともに、応急復旧等を行う。

(3) 広域輸送拠点の確保体制

関係都県は、以下に定めるところにより、別に定める計画による広域輸送拠点の確保を行う。

なお、救助・救急、医療活動の拠点については第2節で定める。

- (ア) 発災後、広域輸送拠点の被害状況について調査する。
- (イ) 被害状況を勘案の上、人員、資機材を派遣する等して広域輸送拠点を速やかに開設する。
- (ウ) 通信機器等の輸送拠点に不可欠な機材については、あらかじめ当該候補地に備蓄しておくよう努める。
- (エ) 緊急輸送に当たる車両、船舶、航空機等が円滑に運行できるように、避難者の誘導、交通整理、ヘリコプターの離着陸場の安全確保等を行う。
- (オ) 広域輸送拠点周辺の道路等の被害状況により、当該広域輸送拠点の利用が困難な場合は、関係都県は輸送施設関係省庁等関係機関と連携をとりつつ速やかに代替の広域輸送拠点について検討し、開設準備を行う。

第3 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動の基本方針

国の各機関、地方公共団体は、陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用して総合的・積極的に緊急輸送活動を実施する。国の各機関、地方公共団体は、別に定める申し合わせにより計画されている人員、物資等の輸送に加え、関係都県の要請に基づく緊急輸送活動が円滑に行われるよう努める。

(1) 国の役割

緊急災害対策本部が調整を行う国の輸送活動は、非被災都道府県からの輸送を原則とし、現地对策本部は関係都県内の輸送活動の調整を行う。この場合、国の役割は、人員、物資等の広域輸送拠点までの輸送活動とする。

また、被災地方公共団体が、当該地方公共団体の区域内の緊急輸送活動を十分に実施できない場合は、必要に応じて、当該地方公共団体と連携をとりながら、当該活動を行う。

ア 現地对策本部及び緊急災害対策本部

(ア) 緊急輸送計画の作成

(イ) 防衛庁、国土交通省、海上保安庁、消防庁及び警察庁（以下「緊急輸送関係省庁」という。）に対する緊急輸送の依頼

イ 国土交通省

陸上運送事業者、海上運送事業者及び航空輸送事業者の団体等に対する緊急輸送の要請

ウ 防衛庁

保有する船舶、航空機、車両等を用いての緊急輸送の実施

エ 海上保安庁

保有する船舶、航空機を用いての緊急輸送活動の実施

オ 消防庁

消防機関に対する緊急輸送の要請

(2) 被災地方公共団体の役割

主として当該地方公共団体の区域内の緊急輸送活動の実施

2 緊急輸送活動体制

緊急輸送活動体制はおおむね次のとおりとする。

(1) 緊急輸送活動の基本的な体制等

ア 被害想定に基づきあらかじめ定めてある人員、物資の輸送

あらかじめ定めてある人員、物資の輸送については、別に定める申し合わせによる計画に基づき、緊急輸送ルートの確保状況を勘案しつつ、地震発生とともに速やかに輸送を開始する。

イ 関係都県等からの要請

関係都県及び各省庁は、アによる輸送に加え、広域的な緊急輸送活動を自ら行うことができない場合には、輸送すべき物資等の品目及び数量、人員及び傷病者の数、緊急輸送を必要とする理由その他の必要な事項を示し、現地対策本部に対して緊急輸送関係省庁による緊急輸送活動の実施を要請することができる。

ウ 緊急輸送計画の作成

現地対策本部は、上記イの要請があった場合には、緊急輸送ルートの確保状況、輸送手段の使用可能性等を考慮し、緊急輸送関係省庁と協力の上、緊急輸送する人員、傷病者の数又は物資の品目及び数量、輸送の出発地及び目的地、利用する輸送手段等を組合せた緊急輸送計画を作成する。なお、非被災都道府県からの輸送に係る緊急輸送計画は、緊急災害対策本部が作成する。

緊急輸送計画は、事態の推移に応じて随時作成することとする。

エ 緊急輸送関係省庁に対する依頼等

現地対策本部は、緊急輸送計画を緊急輸送関係省庁に提示し、これに基づく輸送活動を行うよう依頼するとともに、要請元である各省庁に対して又は指定行政機関を通じて要請元である関係都県に対して当該緊急輸送計画の内容を連絡する。

(2) 輸送手段別の緊急輸送体制

緊急輸送計画に基づく輸送活動を行うに際しての輸送手段ごとの緊急輸送体制は、次のとおりである。

ア 航空輸送

(ア) 防衛庁は、現地対策本部又は緊急災害対策本部からの依頼を受け、自ら保有する航空機を出動させる。

なお、防衛庁保有の航空機については、国としての活動（主として広域的な活動）に係る空輸所要の優先順位を、関係省庁においてあらかじめ計画しておくとともに、関係都県からの要請に基づき出動する必要もあるので、国の活動に従事させるべき航空機と災害派遣の一環として運用すべき航空機をあらかじめ予定しておくものとする。

(イ) 国土交通省は、現地対策本部又は緊急災害対策本部からの依頼を受け、航空運送事業者等

に対して緊急輸送の要請を行う。

(ウ) 消防庁は、現地対策本部又は緊急災害対策本部からの依頼を受け、消防機関に対して緊急輸送の要請を行う。

(イ) 海上保安庁は、現地対策本部又は緊急災害対策本部からの依頼を受け、自ら保有する航空機を用いて緊急輸送活動を行う。

イ 道路輸送

(ア) 防衛庁は、現地対策本部又は緊急災害対策本部の依頼を受け、自ら保有する車両を用いて緊急輸送活動を実施する。

(イ) 国土交通省は、現地対策本部又は緊急災害対策本部の依頼を受け、道路運送事業者等に対して緊急輸送の要請を行う。

(ウ) 消防庁は、現地対策本部又は緊急災害対策本部からの依頼を受け、消防機関に対して緊急輸送の要請を行う。

ウ 海上輸送

(ア) 防衛庁は、現地対策本部又は緊急災害対策本部の依頼を受け、自ら保有する船舶を用いて緊急輸送活動を実施する。

(イ) 国土交通省は、現地対策本部又は緊急災害対策本部の依頼を受け、海上運送事業者等に対して緊急輸送の要請を行う。

(ウ) 海上保安庁は、現地対策本部又は緊急災害対策本部の依頼を受け、自ら保有する船舶を用いて緊急輸送活動を行う。

(イ) 消防庁は、現地対策本部又は緊急災害対策本部からの依頼を受け、消防機関に対して緊急輸送の要請を行う。

エ 鉄道輸送

(ア) 国土交通省は、現地対策本部又は緊急災害対策本部の依頼を受け、鉄道事業者に対して緊急輸送の要請を行う。

(イ) 鉄道については、人員の輸送等鉄道の特性を生かした輸送に活用するものとする。

(3) 輸送物資等の引渡し方法

緊急輸送計画に基づき輸送される物資の管理簿を広域輸送拠点に設置し、輸送した物資の内容・量等について記載した上で、物資を引き渡すものとする。

(4) 運用命令等

運送事業者が行う緊急輸送は、国土交通省からの要請に基づき事業者の協力を得て実施することを原則とするが、特に必要と認めるときは、次の措置を講ずるものとする。

ア 道路輸送関係

地方運輸局長の一般自動車運送事業者に対する運送命令（道路運送法）

イ 海上輸送関係

(ア) 国土交通大臣の船舶運送事業者に対する航海命令（海上運送法）

(イ) 国土交通大臣の港湾運送事業者に対する公益命令（港湾運送事業法）

ウ 道路、鉄道及び海上輸送関係

国土交通大臣の応援命令に基づく都道府県知事の要求を受けて行われる地方運輸局長の輸送関係者に対する従事命令（災害救助法）

(5) 輸送費用の支払

緊急輸送に要する経費の負担関係については、原則として次によるものとする。

ア 国が保有する輸送手段を用いて行う緊急輸送

国が行う緊急輸送に要する費用については、当該緊急輸送を行う各機関において負担する。

イ 要請により運送事業者が行う緊急輸送

緊急輸送計画に基づき、国土交通省からの要請により運送事業者が行う緊急輸送に要する経費については、当該緊急輸送を必要とした関係都県又は各省庁が支払うものとする。

なお、道路運送法等の法令に基づく運送命令等による輸送に係る損失補償については、各法令の定めるところによる。

(6) 燃料の確保

ア 輸送活動を行う車両等は原則として被災地外で燃料を確保しつつ活動を行うことを基本とする。また、関係都県等は、航空燃料をはじめとする燃料について、平時からの備蓄量の増加や、東海地震注意情報時の輸送についても考慮するものとする。

イ 関係都県又は緊急輸送関係省庁は、発災時において緊急輸送活動に必要な燃料を調達することが困難な場合には、現地対策本部又は緊急災害対策本部を経由して資源エネルギー庁に対して調達要請を行うものとする。

ウ 資源エネルギー庁は、要請を受け、関係団体や関係事業者を通じて燃料の調達を行うとともに、平常時から災害時における燃料の調達体制の整備を図るものとする。

エ 緊急輸送を行う関係機関は、各々輸送活動に必要な燃料の災害時の調達体制の整備を図るものとする。

3 緊急輸送活動実施上の配慮事項

緊急災害対策本部及び現地対策本部は、次のような輸送の優先順位及び輸送対象の事態想定に配慮しつつ、この活動要領に従って緊急輸送活動の総合調整を行うものとする。

(1) 輸送の優先順位

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に留意して行う。

ア 人命の安全

イ 被害の拡大防止

ウ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 輸送対象の想定

ア 第1段階（被災直後～2日）

(ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資の輸送

(イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資の輸送

(ウ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等の輸送

- (I) 後方医療機関へ搬送する傷病者等の搬送
- (I) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資の輸送
- イ 第2段階（3日～1週間）
 - (I) 上記アの続行
 - (I) 食料、水等生命の維持に必要な物資の輸送
 - (I) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
 - (I) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資の輸送
- ウ 第3段階（発災後1週間目以降）
 - (I) 上記イの続行
 - (I) 災害復旧に必要な人員及び物資の輸送
 - (I) 生活必需品の輸送

第4節 食料、飲料水及び生活必需品等の調達、供給及び物価安定に関する活動

第1 食料、飲料水及び生活必需品等の調達、供給及び物価安定に関する活動の基本方針
東海地震時における食料、飲料水及び生活必需品等（以下この章において「物資」という。）の調達、供給及び物価安定に関する活動は、被災者の生活を維持するために必要不可欠な活動である。国は、次の基本方針に基づいて効果的な物資の調達、供給及び物価安定に関する活動を行うものとする。

(1) 調達体制の整備

広域的な物資の調達活動を迅速かつ円滑に実施するため、主要な物資を中心とした調達体制を整備する。

(2) 緊急度、重要度に応じた調達活動

物資の中でも特に生命の維持に不可欠なものから優先的な調達、供給を行うことに努める。

(3) 物資等の安定供給及び物価の安定

被災地における物資等の安定的な供給及び物価の安定を図るため、必要な措置を講じる。

第2 物資の調達、供給活動の基本的な役割分担

被災者の生活の確保に必要な不可欠な物資の調達、供給が円滑に行われるようにするため、国の各機関、地方公共団体を通じての役割分担はおおむね次のとおりとする。

(1) 国の役割

関係都県の区域を管轄する指定地方行政機関が都道府県地域防災計画等に基づき行う活動及び自衛隊が実施する災害派遣を除き、国は非被災都道府県にある物資の調達に限り支援することを原則とする。なお、現地対策本部は関係都県内の物資調達の調整を行い、緊急災害対策本部は、非被災都道府県内からの物資調達の調整を行う。

ア 現地対策本部及び緊急災害対策本部

現地対策本部は、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省（以下「物資関係省庁」という。）に対する物資調達、供給活動の実施を依頼する。

緊急災害対策本部は、非被災都道府県内からの物資調達に係る調整を行う。

イ 厚生労働省

都道府県を通じて水道事業者に応急給水を要請する。

ウ 農林水産省

(ア) 米穀等自ら保有する食料を供給する。

(イ) 関係業界団体等を通じて食料の出荷を要請する。

(ウ) 米穀等を備蓄する。

エ 経済産業省

関係業界団体等を通じて生活必需品を調達する。

オ 総務省

関係団体等を通じて通信機器を調達する。

カ 消防庁

非被災都道府県からの物資提供について調整する。

キ 防衛庁

被災者に対する炊飯及び給水を実施する。

ク 海上保安庁

要請により、被災地方公共団体に対し給水を実施する。

(2) 被災地方公共団体の役割

ア 主として当該地方公共団体の区域内にある物資を調達する。

イ 備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の地方公共団体等によって調達され引渡された物資を被災者に対し供給する。

第3 物資の調達体制等

(1) 想定被害に基づく要調達物資の調達

物資関係省庁は、別に定める申し合わせによる計画に基づき、地震発生後ただちに要調達物資の調達を開始し、輸送関係省庁と連携して緊急輸送活動が速やかに行われるよう措置する。

(2) 関係都県等からの要請

関係都県及び各省庁は、(1)による物資を勘案してもさらに供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、現地対策本部を通じて調達を必要とする理由、必要な品目及び数量その他の必要な事項を示し、物資関係省庁に対して調達を要請することができる。

(4) 給水の要請

厚生労働省は、現地対策本部又は緊急災害対策本部からの依頼に基づき都道府県を通じて水道事業者へ給水の要請等を行い、迅速、確実な供給を確保する。

(5) 食料の調達等

農林水産省は、現地対策本部又は緊急災害対策本部からの依頼に基づき、おおむね次のような措置を講じる。

ア 米穀については、卸売業者に対し速やかに手持精米を売却するよう指示するほか、必要に応じ政府保有米穀を供給する。

イ 関係業界団体等を通じ、食品メーカー等に対して缶詰等の出荷要請を行う。

(6) 生活必需品の調達

経済産業省は、現地対策本部又は緊急災害対策本部からの依頼に基づき、関係業界団体等を通じ、生活必需品メーカー、卸売問屋等から生活必需品の迅速、確実な調達を行う。

(7) 通信機器の調達

総務省は、現地対策本部又は緊急災害対策本部からの依頼に基づき、関係業界団体等を通じ、通信機器等の迅速、確実な調達を行う。

(8) 保管命令及び収用

物資関係省庁が行う関係業界団体を通じての調達は、関係者の協力を得て行うことを原則とす

るが、特に必要があると認めるときは、災害救助法に定めるところにより保管命令又は収用を行うものとする。

(9) 物資の調達費用の支払等

現地対策本部又は緊急災害対策本部からの依頼に基づく調達に要する費用については、原則として次による。

ア 費用を支弁する者

物資の代金については、調達要請を行った関係都県又は各省庁が、引取り後支払う。

なお、関係都県が支弁する費用については、災害救助法に基づき国庫も所要の負担をする。

イ 調達価格等

(ア) 調達価格

発災直前の価格を基準として、調達の都度決定することを原則とする。

(イ) 損失補償

災害救助法に基づく収容による損失補償については、同法の定めるところによる。

(10) 想定される広域調達物資

次に掲げる品目については、関係都県の区域を越えた広域的な調達が必要になると想定される。

したがって、これらの物資については、調達体制の整備について特段の配慮をすることとし、

その調達可能量については、農林水産省及び経済産業省が毎年度調査する。

食料……………精米、即席めん、おにぎり、弁当、パン、缶詰、育児用調製粉乳

生活必需品……………下着、毛布、作業着、タオル、エンジン発電機、卓上コンロ、ボンベ

第4 被災地における物資等の安定供給及び物価の安定のための方策

国は、生活関連の物資・サービスの需給、価格動向等について情報提供するとともに、関係事業者団体等の協力を得て、物資等の安定供給や物価の安定のために必要な措置をとる。

(1) 緊急災害対策本部は、物資等の安定供給及び物価の安定に関して必要な措置を行う。

特に、コンビニエンスストアやスーパー等による被災地での生活必需品の安定供給のため、関係団体に交通規制等の情報を提供するとともに、関係機関と連携し、これらの物資の被災地への搬送が円滑なものとなるよう必要な措置を講じる。

(2) 内閣府は、物資等の需給・価格動向等に関する情報の収集・提供を行うとともに、相談窓口を充実・強化する。

(3) 農林水産省は、食料等の円滑な供給の確保及び価格の安定を図るため、関係業界団体等に対する安定出荷等の協力要請、輸送手段の確保、小売店に対する巡回点検、消費者相談窓口の設置等の所要の措置を講じる。

(4) 経済産業省は、被災地で不足している物資の生産者及び流通業者に対して、物資を適正な価格で被災地に供給するよう、関係事業者団体等を通じて指導する。この際、必要に応じて、当該物資の輸送手段の確保について必要な措置を講じる。

(5) 国土交通省は、適正かつ公正な運輸サービスの提供のため必要な措置をとるとともに、必要に応じ、関係業界団体に対し、建設機械の調達、労働力の確保、資材調達について要請等を行う。また、

不動産業界団体等を通じて、家賃の便乗値上げ防止を要請する。

第5 義援物資等の受入れ

東海地震が発生した場合、その被害の甚大性から、義援物資の申し入れが多数寄せられることが予想される。

(1) 緊急災害対策本部は、発災当初は被災地が混乱しているため、被災地方公共団体等に対する義援物資を送ることを控えるよう国民に広報するとともに、義援金の募集について関係機関と連携して広報を行う。

また、被災地方公共団体が受入れを希望する場合は、品目等を明確にした上で、義援物資の依頼を行うものとする。

(2) 厚生労働省は、義援金の募集及び分配について助言する。

第5節 応急収容活動及び帰宅困難者対策

第1 応急収容活動の基本方針

東海地震時における応急収容は、被災者の生活確保に必要不可欠であるとともに、その成否が被災者の精神的な安心、治安等に与える影響も大きいと考えられる。

国は、次の基本方針に基づいて効果的な応急収容活動を行うものとする。

(1) 十分な避難所の確保

発災直後に大量の被災者に対して十分なスペースを提供することができるよう、あらかじめ避難所を十分確保することとし、国は必要に応じ、地方公共団体の避難所確保の促進を図る。

(2) 応急仮設住宅の確保

応急仮設住宅の速やかな建設が円滑に行われるよう必要な資機材の調達等を行う。

(3) 円滑な広域的避難収容

被災者の移動が円滑に行われるよう現地対策本部において広域的避難収容実施計画を作成し、その実施について必要な措置をとる。

(4) 社会的混乱の防止

被災地における社会的混乱の防止のために必要な措置を講じる。

(5) 災害時要援護者への配慮

被災者の収容に当たっては、高齢者、障害者等災害時要援護者に十分配慮する。特に高齢者、障害者の避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

第2 関係都県内での収容

関係都県内での被災者の収容、応急仮設住宅の建設、空家のあっ旋等については、関係都県が地域防災計画に基づき行うが、国としても次のような支援を行う。

1 資機材の調達

(1) 関係都県からの要請

関係都県は、被災者の収容活動に関連して資機材が不足し、調達の必要がある場合には、調達を必要とする理由、必要な品目及び数量その他の必要な事項を示し、現地対策本部に対して調達を要請することができる。

(2) 応急収容資機材関係省庁（農林水産省、経済産業省及び国土交通省）に対する依頼

現地対策本部は、上記(1)の要請があった場合には、総合調整を行った上で応急収容資機材関係省庁に対して調達活動等を行うよう依頼する。

(3) 資機材の調達体制

応急収容資機材関係省庁は、現地対策本部からの依頼に基づき、関係業界団体等を通じ、住宅建設用資機材メーカー、建設業者等から資機材の迅速かつ確実な調達を行う。また、輸送手段がない場合には、第3節の定めるところによるものとする。

2 避難所の開設、運営に関する協力

所管施設を避難所として開放することを予定している防災関係機関は、避難所開設予定者と十分な連絡調整を図り、速やかな調整及びその後の運営に協力する。

第3 非被災都道府県での収容

非被災都道府県への被災者の避難は、被災者が自主的に行うことを原則とするが、被災者の避難、収容状況等にかんがみ、積極的に非被災都道府県に被災者を避難させる必要があると認められる場合には、次により広域的避難収容措置をとる。

1 関係都県からの要請

関係都県は、被災者の避難、収容状況等にかんがみ、非被災都道府県への広域的な避難、収容が必要であると判断した場合には、現地対策本部を通じて、警察庁、防衛庁、厚生労働省、国土交通省、海上保安庁及び消防庁（以下「避難収容関係省庁」という。）に対し支援を要請することができる。

2 広域的避難収容実施計画の作成

(1) 緊急災害対策本部は、現地対策本部を通じ、上記1の要請があった場合には、避難収容関係省庁及び関係地方公共団体と協力の上、具体的な広域的避難収容実施計画（以下「実施計画」という。）を定める。なお、現地対策本部は関係都県内の計画を、緊急災害対策本部は非被災都道府県内の避難収容実施計画を作成することとする。また、輸送手段がない場合には、第3節の定めるところによるものとする。

(2) 実施計画は、次のような基本方針に基づき作成する。

ア 対象者

児童・生徒、社会福祉施設入所者等教育上、介護上その他の理由により関係都県内にとどまらせることが適当でない者及びその付添者を優先的に扱う。

イ 収容予定場所

旅館、寺院等被災者の長期収容に適当な施設を積極的に活用する。

ウ 収容施設の開設及び運営の主体

関係都県とし、開設地の地元地方公共団体はこれに協力する。

エ 費用負担の方法

原則として関係都県が支弁し、災害救助法に基づき国も所要の負担をする。

3 関係省庁及び関係地方公共団体に対する依頼

(1) 緊急災害対策本部は、実施計画を定めた場合には、実施計画に基づく措置をとるよう避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に対して依頼し、依頼を受けた各省庁は要請等必要な措置をとる。

(2) 避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁並びに関係地方公共団体は、実施計画に基づき適切な広

域的避難収容活動を実施する。

第4 社会的混乱の防止

応急収容等による生活環境の激変に伴い、被災者は心理的な不安に陥りやすい状態にあるため、被災地においては社会的な混乱が発生するおそれがある。

被災地及びその周辺においては、警察が独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等により、速やかな安全確保に努めるものとするが、国は、これに必要な支援を行う。

第5 帰宅困難者の収容等

1 帰宅困難者対策の基本方針

東海地震が発生した場合、自力で帰宅することが困難な通勤、通学者、出張者、買物客、旅行者等が大量に生ずることが想定され、国、地方公共団体は、このような帰宅困難者の収容についても、考慮する必要がある。

また、帰宅困難者に対する対応は、応急収容活動に限られるものでなく、情報・広報活動や徒歩帰宅支援等、多岐にわたるとともに、被害状況によっては、関係都県だけの対応だけでは不十分になることが想定されることから、周辺市町村の協力あるいはコンビニエンスストア、ホテル等民間企業の協力も含め、特段の配慮が必要である。

2 帰宅困難者対策のための応急活動

(1) 適切な情報提供

現地対策本部は、関係都県と連携をとりつつ、帰宅困難者に対し、鉄道等の運行状況及び運行再開の見込み、政府及び関係都県の対応方針等について広く広報を行う。

上記の広報にあたっては、地元市町村、鉄道事業者や地元の報道機関等と連携し、帰宅困難者に適切に情報が届くよう措置するものとする。

(2) 食料、水等の供給等の応急対策活動

帰宅困難者が発生した場合、地元市町村及び関係都県の備蓄物資だけでは不十分であることから、現地対策本部は、関係都県等と連携をとりつつ、帰宅困難者に対する食料、水の提供について検討し、必要に応じ、物資関係省庁等に調達を依頼するものとする。

現地対策本部は、帰宅困難者の徒歩帰宅等の支援のため、関係都県や民間企業等と連携し、食料や水、休憩場所の提供を行う徒歩帰宅支援所の開設を行うとともに、徒歩帰宅が困難な高齢者等のための避難場所確保や輸送手段の確保等必要な措置を講じるものとする。

第6節 ライフライン施設の応急対策活動

第1 ライフライン施設の応急対策活動の基本方針

上・下水道、工業用水道、電気、ガス及び通信施設（以下この章において「ライフライン施設」という。）の機能の確保は、他の応急対策活動に与える影響が大きいことに加えて、人心の安定や経済活動の復旧等にとっても極めて重要である。

国は、このようなライフライン施設の重要性にかんがみ、効果的かつ重点的な機能の確保を図るため、ライフライン事業者（ライフライン事業を営む地方公共団体を含む。以下同じ。）に対して必要な支援を行うとともに、適宜指示を行う。

第2 ライフライン施設の応急対策活動の基本的な役割分担

ライフライン施設の応急対策活動の基本的な役割分担は次のとおりとする。

(1) 国及び地方公共団体

ライフライン事業者が行う応急対策活動を必要に応じて支援する。

(2) ライフライン事業者

当該管理するライフライン施設について、その権限と責任において応急対策活動を行う。

第3 ライフライン施設の応急対策活動

1 現地対策本部

(1) 主要なライフライン施設の被害状況、機能阻害の状況、復旧見通し等の情報の把握に努める。

(2) 災害の程度、施設の重要度等を勘案の上、特に必要と認められる場合には、厚生労働省、経済産業省、総務省及び国土交通省（以下「ライフライン施設関係省庁」という。）を経由してライフライン事業者に対して応急対策活動を依頼する。

なお、特に緊急を要する場合その他必要があると認められる場合には、現地対策本部が指定行政機関であるライフライン事業者に対して直接依頼を行うことができる。

(3) ライフライン施設の応急対策に関してライフライン施設関係省庁から緊急輸送その他の要望があった場合には、関係施設に対して必要な措置を要請する。

2 ライフライン施設関係省庁

(1) 所管するライフライン施設の被害状況、機能阻害の状況、復旧見通し等情報の把握に努める。

(2) ライフライン事業者の行う応急対策について適宜必要な指示を行うとともに、ライフライン事業者及び関係都県からの応急対策に関する要請等を受け必要な措置をとる。この場合、措置内容を現地対策本部に速やかに報告する。

3 関係都県

(1) 当該区域のライフライン施設の被害状況、機能阻害の状況、復旧見通し等情報の把握に努める。

また、ライフライン事業者と連携しつつ、地域住民に対し、ライフラインの復旧状況や今後の予定等を広報するものとする。

(2) ライフライン事業者に対して当該区域でライフライン事業者が行う応急対策について適宜必要な要請を行う。

(3) ライフライン事業者からの応急対策に関する要望を受け、現地対策本部を通じて、ライフライン施設関係省庁に対してさらに要請する等必要な措置を取る。

4 ライフライン事業者

(1) 自ら管理するライフライン施設の被害状況、機能障害の状況、復旧見通し等情報の把握に努め、あらかじめ定める復旧方針に基づき復旧計画を作成し、効果的かつ速やかな施設の応急復旧を行う。この際、ライフライン施設の復旧は他の応急対策に実施に密接に関連することから、その復旧の方針・計画については国・地方公共団体、他の事業者と必要な情報交換、調整等を行いつつ作成するものとする。

(2) 東海地震によるライフライン被害はきわめて甚大であることが想定されており、ライフライン事業者限りでは対処しがたい可能性が高いことから、他機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、事業者間であらかじめ応援協定を整えるなど、災害発生後速やかに応援がなされるよう努める。また、必要に応じて国及び地方公共団体に応援を依頼する。

第4 応急復旧活動に当たっての配慮事項

ライフライン施設の応急復旧に当たっては、次の施設の優先復旧に努める。

- (1) 病院、救護所等の人命の安全に必要な施設
- (2) 災害対策本部施設等の災害応急対策関連施設
- (3) 避難所等の民生安定のための施設

第7節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動

第1 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する基本方針

被災者の避難生活における衛生の確保や防疫活動、遺体の処理等は、感染症の発生等を予防し被災者の生活の質を確保し、精神的な安定を図るために重要である。

国は、自らの所掌する活動を行うほか、次の基本方針に基づいて効果的な保健衛生、防疫活動、遺体の処理等を行う。

第2 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動

(1) 国の役割

国は自ら所掌する保健衛生、防疫活動、遺体の処理等に関する活動を行うほか、現地対策本部を通じた関係都県からの要請に基づき、関係都県の行う保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動を広域的観点から支援する。

ア 現地対策本部及び緊急災害対策本部

保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動の総合調整を行う。なお、強化地域内の活動の調整は現地対策本部が行い、非被災都道府県からの応援の調整は緊急災害対策本部が行うこととする。

関係都県から、保健衛生、防疫活動等に関する要請があった場合は、各機関に対し、必要な措置を要請する。

イ 厚生労働省

非被災都道府県及び非被災市町村による応援のための措置をとる。

ウ 防衛庁

必要に応じ、被災地における防疫活動を行う。

(2) 地方公共団体

当該地域内の保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動を行う。

第3 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動に当たっての配慮事項

1 保健衛生に関する配慮事項

被災者は、生活環境の激変に伴い心身双方の健康に不調をきたす可能性が高く、健康状態に留意するほか、心の健康増進（いわゆるメンタルヘルス）にも配慮が必要である。特に高齢者、障害者等災害時要援護者については特段の注意を行い、第5節で定める応急収容活動においても配慮する必要がある。

2 遺体の処理に関する配慮事項

遺体の処理については、その衛生状態に配慮し、医療活動との関係に配慮しながら迅速に進める必要がある。このため、棺や検死を行う医師、火葬場等の確保について平常時から検討を進

めておく必要がある。また、遺体の取扱いについては、遺族の心情を十分に配慮する。

第8節 二次災害の防止活動

第1 二次災害防止活動の基本方針

東海地震発生後は、ある程度大きな余震が発生する可能性がある。また、平常時には被害をもたらさない規模の余震や降雨であっても、緩んだ地盤の崩壊や損傷した構造物・施設等の倒壊等を引き起こす可能性がある。このように人命等に危険を及ぼす二次災害の発生を防止するための活動が重要である。

国は、次の基本方針に基づいて効果的な二次災害防止活動を行うものとする。

(1) 迅速な注意喚起、点検、応急措置、避難誘導の実施

二次災害の発生を未然に防ぐために施設等の点検および応急措置、住民の避難誘導等を速やかに行うとともに、具体の対策が講じられるまでの間についても十分な注意喚起に努める。

(2) 津波、余震、降雨等の情報の的確な把握、伝達

二次災害の原因となる津波、余震、降雨等について速やかに情報を収集、伝達するとともに、その危険性について十分に周知する。

(3) 事前の対策準備

老朽施設等危険な施設、崖等の危険箇所等の把握、対策要員、資機材等の確保について、あらかじめ地方公共団体および関係団体と申し合わせるとともに、平常時から二次災害の危険性とその対策について住民に周知することにより、自発的な二次災害防止活動を促進する。

第2 二次災害防止活動の役割分担

二次災害防止活動を安全かつ円滑に行うに当たっての、防災関係機関を通じてのおおむねの役割分担は次のとおりとする。

(1) 国の役割

ア 現地対策本部

二次災害の危険度及び発生状況等に関する情報を速やかに把握、伝達するとともに、被災地に対する二次災害への注意喚起に努める。また、対策要員、資機材等の確保、輸送等の要請があった場合には、各機関に対し必要な措置を要請する。

イ 気象庁

津波、余震、降雨等に関する情報を速やかに提供するとともに、大雨に関する警報基準の弾力的運用等を行う。

ウ 施設等所管各省庁

当該省庁の所管する施設、地域等に対する二次災害防止活動を行うとともに、被災地方公共団体および関係業界に対し二次災害対策についての指導調整を行う。また、関係業界等の技術者の有効活用のための指導調整を行う。

(2) 被災地方公共団体の役割

ア 都県警察等による二次災害危険地域の調査等により、当該区域の二次災害の危険性および発生状況等に関する情報を把握・提供するとともに、地域住民等への注意喚起を行う。

イ 当該地方公共団体の所管する施設、地域等に対する二次災害防止活動を行うとともに、当該区域内で二次災害の発生するおそれのある地域の住民等に対する避難収容等の対策を実施する。

第3 二次災害防止活動

1 事前の活動準備

二次災害防止活動の実施者はあらかじめ所管する施設等の内で二次災害の危険性を想定して実践的な点検計画等を作成しておくとともに、点検実施までの間の被害発生を予防するための措置を関係機関および地域住民等に周知しておく。

2 情報の伝達公開

地域住民等に対する広報活動を実施して二次災害に関する注意を喚起するとともに、避難や災害発生の兆候の通報等の対処方法について周知確認をする。

3 点検の実施

(1) 河川管理者、道路管理者、急傾斜地保全施設・地すべり防止施設管理者、治山施設管理者、港湾管理者、海岸保全施設等管理者、学校等公共施設管理者等は、速やかに施設の被災状況等を点検し、二次災害の可能性について把握する。特に、学校等の避難所施設については、専門家と協力し、速やかに被災状況を点検するものとする。

(2) 被災地方公共団体は、国土交通省、関係団体等と連携し、民間技術者の協力の下、建築物の応急危険度判定活動を実施する。

(3) 石油コンビナート等の危険物施設及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設等の点検、応急措置を行うものとする。また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡するものとする。

4 応急対策の実施

(1) 点検等により二次災害の危険性が認められた場合には、施設の補修等によりその発生防止に努め、これが困難な場合にも被害を最小限にとどめるような措置を行う。

(2) 二次災害の危険性が認められた地域の住民に対して速やかに避難誘導等の対策を行う。

(3) 建築物の応急危険度判定で危険性の認められた建築物については、利用住民に判定結果を明確に示すとともに、被害防止のための指導を徹底する。

第4 二次災害防止活動に当たっての配慮事項

1 活動従事者の安全の確保

二次災害防止活動を行うに当たっては、従事する者が活動中に二次災害の被害に遭うことがない様、安全の確保に十分留意する。

2 住民等に対する二次災害対策の事前の周知

施設等所管各省庁および地方公共団体は、二次災害対策の円滑な実施を図るために、老朽施設等危険な施設等への立入りの際の注意事項等の内容を地域住民等に事前に周知徹底する。

第9節 自発的支援の受入れ

第1 自発的支援受入れの基本方針

東海地震が発生した場合には、国内・国外から多くの自発的支援が寄せられることが予想される。特に、近年のNPO活動の活発化や東海地域における他の地域からの滞在者、外国人等が多いことをかんがみれば、関係機関はこのような自発的支援に対する受入れ体制を迅速にとることが必要である。

国及び関係都県は、このような重要性・必要性にかんがみ、広域ボランティアセンターを設置するなどの適切な受け入れのための措置を講じるものとする。

第2 ボランティアの受入れ

1 ボランティアの受入れに関する役割分担

(1) 国の役割

ア 緊急災害対策本部

災害発生後速やかに、現地ボランティアセンターのボランティア受付、ニーズ把握等の活動を支援するため、情報の収集伝達（広報等を含む。）、ボランティアの派遣、ボランティア団体相互や関係都県との連絡・調整を行う広域ボランティアセンターが設置されるよう、場所の確保等の調整を行う。

イ 警察庁

都県警察に対してボランティアの受入れが円滑に行えるよう必要な指導や情報提供を行う。

ウ 環境省

ボランティア活動に関する健康管理上の注意喚起を行う。

エ 文部科学省

学校等の施設をボランティア活動に活用できるよう国立学校及び都県に指導・助言する。

オ 厚生労働省

被災地及び被災地周辺の社会福祉協議会・日本赤十字社等に対し、救援本部等の設置、被災者のニーズ把握、ボランティアの登録、派遣等のコーディネート等を要請する。また、ボランティア活動に関する健康管理上の注意喚起を行う。

カ 国土交通省

ボランティア受入れに関する関係事業者等との調整を行う。

キ 海上保安庁

ボランティアの海上活動に関する指導や情報提供等を行う。

ク 消防庁

被災地方公共団体等からのボランティア活動に係る情報の収集・広報を行うほか、非被災都道府県に対し支援依頼を行う。地方公共団体のボランティアの受入れ及び派遣が円滑に行われるよう、ボランティア・コーディネーター支援システムの活用助言など、必要な支援を行

う。

(2) 地方公共団体の役割

ア 被災地方公共団体の役割

ボランティアの受付、調整等受入れ体制の確保、活動拠点の提供等を行う。

イ 非被災都道府県の役割

救援ボランティアへの活動支援、被災状況の提供等を行う。

2 ボランティアの受入れ体制

(1) 現地対策本部及び関係都県は関係団体と協力し、ボランティアに対する被災地のニーズ把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ体制を確保する。

(2) 受入れに際しては、個々のボランティアの技能等が活かされるようコーディネートするとともに、活動に関する健康上の配慮等を行う。

(3) また、防災関係機関は、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

第3 海外からの支援受入れ

支援受入分野毎の対応方針、海外からの支援の受入れに関する手続きの流れについては、海外からの支援受入れに関する関係省庁連絡会議申合せによるものとする。

1 海外からの支援受入れの手続き

(1) 外交ルートにて海外から支援の申し入れがあった場合には、外務省は緊急災害対策本部に対し、支援の種類、規模、内容、到着予定日時、場所等を通報する。

(2) 緊急災害対策本部は、外務省からの連絡を受け、関係都県及び関係省庁にニーズ等を照会し、支援受入れの可能性を検討する。

(3) 緊急災害対策本部が支援の受入れを決定した場合、あらかじめ定めた対応方針に基づいて受入れ計画を作成し、関係都県及び関係省庁に受入れ計画を提示するとともに、外務省を通じ、申し入れ国に対し、受入れ計画を通報する。その後、関係省庁は受入れ計画に基づき支援を受入れる。

(4) 緊急災害対策本部が支援を受け入れないと決定した場合、関係都県及び関係省庁に受け入れない旨連絡するとともに、外務省を通じ、申し入れ国に対し、受け入れない旨通報する。

第10節 東西幹線交通の復旧

第1 交通ネットワーク復旧の基本方針

交通ネットワークの復旧については、被災地の復旧活動の円滑な実施や経済活動にとってきわめて重要であり、早急に行う必要がある。特に、東海地域を貫く東西幹線交通は我が国の人流・物流の大動脈であり、被災地の復旧はもとより、我が国全体の社会経済にとって極めて重要であることから、これらの早期復旧を最優先の課題として、各機関が総力を挙げて措置する。

第2 交通ネットワーク復旧に係る応急対策活動

1 現地対策本部

(1) 主要な交通ネットワークの我が国全体への影響を勘案し、最優先に復旧すべき施設、区間等について検討するとともに、特に必要と認められる場合には、国土交通省あるいは国土交通省を經由して施設管理者等（道路管理者、鉄道事業者等）に優先的な復旧活動を依頼する。

(2) 交通ネットワークの復旧対策に関して国土交通省から緊急輸送その他の要望があった場合には、関係施設に対して必要な措置を要請する。

(3) 交通ネットワークの復旧の見込み等について、各機関と連携をとりつつ、広く広報を行う。

2 国土交通省

(1) 所管する交通施設の被害状況、機能阻害の状況、復旧見通し等情報の把握に努める。

(2) 自ら管理する施設について、適切な復旧活動を行う。

(3) 施設管理者等に対して適宜必要な情報提供等を行うとともに、緊急災害対策本部、施設管理者等及び関係都県からの要請等を受け必要な措置をとる。

3 施設管理者等

(1) 自ら管理する交通施設の被害状況、機能阻害の状況、復旧見通し等情報の把握に努め、復旧計画を作成し、効果的かつ速やかな施設の応急復旧を行う。この際、交通施設の復旧は他の応急対策に実施に密接に関連することから、その復旧の方針・計画については国、関係都県をはじめとする地方公共団体、他の事業者と必要な情報交換、調整等を行いつつ作成するものとする。

(2) 事業者間であらかじめ応援協定を整えるなど、災害発生後速やかに応援がなされるよう努める。

附 則

1．本要領第4章第2節の第2、第3、第4、第6の救助・救急・消火・医療活動に係る別に定める計画、第4章第3節第1、第2、第3の緊急輸送活動に係る計画及び第4章第4節第3の主要な物資の調達活動に係る別に定める計画については、南関東地域の応急活動体制との整合性や東海地震に係る図上訓練での検証等を踏まえ、平成16年6月末までに計画を策定するものとする。

2．本要領のうち、東海地震注意情報時の防災対応に関する事項については、平成16年1月5日から適用するものとする。

3．「判定会招集連絡報が発せられた際の防災機関の対応に係る基本的方針について」（平成12年5月30日中央防災会議決定）は平成16年1月5日付けで廃止する。

別表 共有情報

1. 東海地震注意情報時

情報種別	情報項目	収集機関	内容
基礎情報	観測データに関する情報	気	観測データの推移
	東海地震注意情報（その続報を含む）	気	関係機関への伝達・広報
現場情報	防災関係機関の準備行動の実施状況	各省庁	所掌部隊や関係業界団体等の活動内容
	児童、生徒の安全確保の状況	文	学校名、生徒の帰宅の状況
	鉄道、道路、港湾の状況	国・警・海	路線名、運行状況、利用者への広報、渋滞情報、交通規制の予定、船舶交通の状況
	社会的混乱の発生状況	警・消・国・海	パニック、流言の発生状況、犯罪の発生状況、店舗の営業状況、その他の状況

（注）基礎情報・・・応急対策活動の前提となる災害の規模、内容等に関する情報

現場情報・・・被災地域の被害の概要（被害情報）、現在の状況（現況情報）、応急対策活動の実施状況（措置状況）等に関する情報

2. 警戒宣言時

情報種別	情報項目	収集機関	内容
基礎情報	観測データに関する情報	気	観測データの推移
現場情報	東海地震予知情報（その続報を含む）	気	関係機関への伝達・広報
	各防災機関の地震防災応急対策の実施状況（特に、実動部隊や医療チームの状況）	各省庁	部隊・医療チーム等の派遣数、進出経路、進出拠点、拠点への到着 予定時間
	住民の避難状況	消	避難場所、避難者数
	沿岸部等への情報伝達の状況	海	情報伝達の実施状況、広報
	鉄道、道路、港湾の状況	国・警・海	路線名、運行状況、利用者への広報、渋滞情報、交通規制の予定 ・船舶交通の状況
	緊急輸送ルート確保計画で指定する道路の交通規制の状況	警	路線名、規制区間、規制内容、迂回路設定状況、規制区間及び迂回路の交通状況
	ライフライン施設の状況等	総・厚・経・国	店舗の営業状況、医療機関の開設状況
	社会的混乱、帰宅困難者の発生状況	警・国・海・消	社会的混乱等の発生状況、犯罪の発生状況、帰宅困難者数、食糧等の提供、広報、その他

（注）基礎情報・・・応急対策活動の前提となる災害の規模、内容等に関する情報

現場情報・・・被災地域の被害の概要（被害情報）、現在の状況（現況情報）、応急対策活動の実施状況（措置状況）等に関する情報

3. 発災後

3-1 基礎情報

情報種別	情報項目	収集機関	内容
基礎情報	地震に関する情報 地震に関する情報 地震の概要	気・地	地震の発生状況、地震の緒元、震度分布（推計結果を含む）、地震活動に関する情報、地殻変動関連情報
	地震調査研究推進本部の活動状況	文	当該地震に関する総合的評価
	津波に関する情報 津波予警報の発表状況 津波の発生状況	気 国・気・海	津波警報・注意報発表状況等 発生状況
	被害の概況に関する情報 （推計結果を含む）	各省庁	人的被害、建築物被害、火災発生概況、津波被害の発生状況、崖崩れ等の土砂災害、道路被害、輸送関連施設の被害、電気・ガス・水道・下水道・電話の被害、その他
	気象情報 予警報等の発表状況 気象概況 観測監視施設に関する情報	気 気 文・経・気・国・海	予警報、気象等の情報（台風情報、大雨情報等） 気象観測データ 観測監視システムの被害状況、応急措置

（注）基礎情報・・・応急対策活動の前提となる災害の規模、内容等に関する情報

現場情報・・・被災地域の被害の概要（被害情報）、現在の状況（現況情報）、応急対策活動の実施状況（措置状況）等に関する情報

3 - 2 . 現場情報 - その1

情報種別	情報項目	収集機関	内容
現場情報	災害対策本部の状況	各省庁	機関名、開設日時、名称、所在地、通信機能確保状況
	避難に関する情報		
	避難行動の現況	消・警・海	避難勧告、指示発令区市町村数及び主な区市町村名、広域避難場所における避難状況及びその周辺の道路の状況
	避難所及び救護所の現況	消・警・厚・防	避難所開設数、収容者数、特記事項（必要な物資等）、救護所開設数、取扱患者数、特記事項
	火災及び石油コンビナートに関する情報		
	火災の状況	消・警・海	主な延焼地域名及びその状況、応急措置
	石油コンビナートの状況	消・警・海・経	石油コンビナート等特別防災区域名、事故の概要、応急措置
道	輸送施設及び輸送手段に関する情報		
	緊急輸送ルート確保計画で指定する道路の状況	国	路線名、通行禁止・制限区間、被害状況、通行禁止・制限の内容、迂回路の有無、復旧見通し
	緊急輸送ルート確保計画で指定する道路の交通規制の状況	警	路線名、規制区間、規制内容、迂回路設定状況、規制区間及び迂回路の交通の現況
		国・海・農	港湾及び埠頭名等、施設等被害概況、使用可能係留施設数、接岸可能最大トン数、復旧見通し、応急措置
		防・国	飛行場等施設名、滑走路長、施設被害概況、使用可能な滑走路長、機能現況、復旧見通し、応急措置
	鉄道に関する状況	国	路線名、運行状況、復旧見通し、応急措置

	輸送手段の確保状況	防・国・海・消 ・警	省庁名、 輸送手段の確保状況
--	-----------	---------------	----------------

3 - 3 . 現場情報 - その2

情報種別	情報項目	収集機関	内容
現場情報	ライフライン施設に関する情報		
	電気に関する情報	原	り障世帯数、 主な被災地域、 復旧見通し、 応急措置
	ガスに関する情報		
	都市ガスの被害概況	原	供給停止世帯数、 主な被災地域名（区市町村）、 復旧見通し、 応急措置
	プロパンガスの被害概況	原	供給停止世帯数、 主な被災地域名、 復旧見通し、 応急措置
	水道に関する情報	厚	断水世帯数、 主な（断水）地域名、 復旧見通し、 応急措置
	下水道に関する情報	国	被害箇所数、 主な被災地域、 復旧見通し、 応急措置
電話に関する情報	総	り障加入数、 主な被災地域（電話局）名、 復旧見通し、 応急措置、 市外系の状況	
放送機能に関する情報	総	事業者名、 放送実施状況、 今後の見通し	
社会的混乱に関する情報			
社会的混乱の状況	警・消・国・海	パニック、流言の発生状況、 犯罪の発生状況、 その他の状況	
経済秩序の状況	総・財・金・内	物価の動向、 金融状況、 その他経済秩序の状況	

		・農・経	
	医療機関に関する情報		
	被災地内医療機関に関する情報	防・文・厚	施設名、所在地、建物被害等の発生状況、ライフラインの被災状況、医療活動の実施状況、傷病者の集積状況、救護班要請希望の有無、職員の参集状況、医薬品等の過不足の状況、救護班派遣可能量
	広域後方医療機関に関する情報	防・文・厚	施設名、所在地、救護班派遣可能量、傷病者受け入れ可能量

(注) 表中で収集機関の欄に記載の文字は、それぞれ下記の指定行政機関を表す。

内：内閣府 国：国土交通省 消：総務省消防庁 原：原子力安全・保安院
 総：総務省 警：警察庁 経：経済産業省 地：国土地理院
 気：気象庁 文：文部科学省 厚：厚生労働省
 海：海上保安庁 防：防衛庁 農：農林水産省
 財：財務省 金：金融庁